

情報普及活用小委員会報告書
「特許情報のさらなる活用に向けて」
(案)

平成28年3月

産業構造審議会 知的財産分科会

情報普及活用小委員会

産業構造審議会 知的財産分科会 情報普及活用小委員会

開催経緯

第 1 回小委員会 平成 27 年 9 月 10 日

議事 ①本小委員会の設置について

②特許情報の普及活用施策の現状と課題について

第 2 回小委員会 平成 27 年 12 月 21 日

議事 ①特許庁又は INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方

②法的検討も要する公報のあり方

③中小企業への情報普及施策のあり方

第 3 回小委員会 平成 28 年 3 月 3 日

議事 ①情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」
(案) について

産業構造審議会 知的財産分科会 情報普及活用小委員会

委員名簿

いしい 石井	か お り 夏生利	筑波大学図書館メディア系 准教授
いのうえ 井上	ふ み お 二三夫	日本知的財産協会副理事長 シスメックス株式会社 研究開発企画本部 副本部長 兼 研究開発企画本部 知的財産部長
うえの 上野	たつひろ 達弘	早稲田大学大学院法務研究科 教授
くぎみや 釘宮	えつこ 悦子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・広報委員長
委員長	ごとう 後藤	あきら 晃 政策研究大学院大学 教授
すずき 鈴木	まさぶみ 將文	名古屋大学大学院法学研究科 教授
たかの 高野	せいじ 誠司	NRI サイバーパテント株式会社 代表取締役社長
なかつ 仲田	まさとし 正利	日本パテントデータサービス株式会社 代表取締役社長
なんぶ 南部	ともこ 朋子	弁護士知財ネット 弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士
はぎの 萩野	げんじろう 源次郎	日本商工会議所 大和合金株式会社 代表取締役社長
ほんだ 本多	けいこ 敬子	日本弁理士会 本多国際特許事務所 弁理士

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに

I 特許庁又は INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方

1. 特許情報サービスの現状

1. 1 特許情報

1. 2 公的な特許情報サービスの全体像

1. 3 特許情報に係るインフラ整備に関するこれまでの取組

1. 4 海外庁の公的な特許情報サービス

1. 5 特許情報サービスに関する役割分担

1. 6 特許情報に関する民間事業者の現状

1. 7 特許情報サービス利用者の現状

1. 8 特許情報サービス利用者のすそ野拡大と高度化の促進

2. 課題

3. 今後の方向性

II 法的検討も要する公報のあり方

1. 公報発行を巡る現状等

1. 1 経緯

1. 2 特許情報の提供及び利用の現状

2. 課題

3. 今後の方向性

III 中小企業への情報普及施策のあり方

1. 中小企業と特許情報に関する現状

1. 1 中小企業における特許情報の活用の現状

1. 2 中小企業への特許情報活用関連施策の現状

2. 課題

2. 1 中小企業の実情に応じたきめ細かな対応

2. 2 現行の関連施策の浸透

3. 今後の方向性

IV 参考資料

はじめに

特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報（本報告書では、以下、「特許情報」という）は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術の動向、デザインの動向、更には、商品やサービスなどの動向等を把握し、事業戦略等を検討する上で重要な役割を果たしている。

これらの特許情報は知的財産活動の基盤となるものであり、中小企業等を含めユーザーに広く普及させることは、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的財産制度の目的を実現する上でも重要な鍵となる。特許庁では、明治時代に公報の発行を開始して特許情報を普及してきた。しかし、我が国から海外への出願の急増など昨今の知的財産活動のグローバル化やIT技術の急激な進展に伴い、特許情報へのアクセスに対するユーザーニーズは高度化、多様化しているといった大きな環境変化が生じているところである。このような状況を踏まえて、特許情報の普及活用の今日的なあり方について検討を行う必要がある。

特に重要な環境変化としては、以下3点の視点があげられる。

第1に、我が国の公的な特許情報サービスについて、特許庁においては、平成11年からは特許電子図書館（IPDL）を開設して公報を始めとする特許情報の検索サービス等を無料で提供してきた。平成16年からはこれを独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に移管し、平成27年3月には更に利便性を向上させるためIPDLを刷新し、新たに特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を開設している。

しかしながら、大企業から中小企業、大学、個人に至るまで、それぞれのニーズに合わせた態様での特許情報の普及は政府又は民間事業者のいずれか一方のみに委ねることには限界がある。そこで、我が国では、公的なサービスと民間事業者によるサービスとの「ベストミックス」を実現するという方針のもと、十数年にわたり我が国固有の官民連携体制による特許情報普及施策を講じてきた。他方、ユーザーの知的財産活動のグローバル化に合わせて海外の特許情報への関心が高まるなど、特許情報へのアクセスに対するユーザーニーズは大きく変化し、更に、海外に目を向ければ、海外庁が提供する特許情報サービスは急速に向上する等、特許情報サービスを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

このような最近の環境変化を踏まえた上で、改めて我が国の公的な特許情報サービスの役割を整理する必要がある。

第 2 に、特許情報の中心である公報の情報について、公報の発行形態が紙からインターネットへと変化し、更に IT の進展に伴い、民間事業者等によるインターネットを介した様々な新規のサービスが生まれている状況において、プライバシー等のこれまでは顕在化していなかった問題も生じている。

このような情報の流通が容易になっていること等に伴い生じる問題にも、法的検討も含め、適宜対処していく必要がある。

第 3 に、ユーザーによる特許情報の活用という視点では、多くの中小企業においては特許情報の活用はまだまだ低調であり、特許情報の経営上の重要性に対する認識が弱い。こうした状況を踏まえつつ、地域の活性化に大きな役割を果たす中小企業に対し、特許情報の活用の重要性について、中小企業の知的財産権や特許情報に対する認識度に配慮しながら理解を一層深めるための施策を講じていく必要がある。

以上のとおり、特許情報の普及活用を図っていくにあたり、ユーザーを取り巻く環境変化に対応した世界最高水準の特許情報提供サービスの実現を進めるとともに、法的検討も含め、環境変化により生じる問題に適時に対処していくことが求められている。

本小委員会は、特許情報の普及活用のあり方について議論を行い、特許庁の施策に対する評価、提言を行うという役割を担っている。

このような役割を果たすべく、本小委員会では、以下の 3 つの論点について検討を行った。

- I 特許庁又は INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方
- II 法的検討も要する公報のあり方
- III 中小企業への情報普及施策のあり方

I 特許庁又は INPIT が運営する公的な特許情報提供サービスのあり方

1. 特許情報サービスの現状

1. 1 特許情報

特許情報を活用することは、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要な鍵を握っている（図 I－1）。特許情報には、出願又は権利化された発明や創作の内容等が記載された「公報」に加えて、出願人名や出願日等の「書誌情報」、拒絶理由通知書や意見書等の「審査書類情報」、出願や権利化に至るまでの「経過情報」等が含まれる。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許に関する公報は、「技術の公開」と「権利の公示」という目的のもと、技術情報と権利情報の両面を有しており、企業や研究機関等は、これを有効に活用することで、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる（図 I－2）。

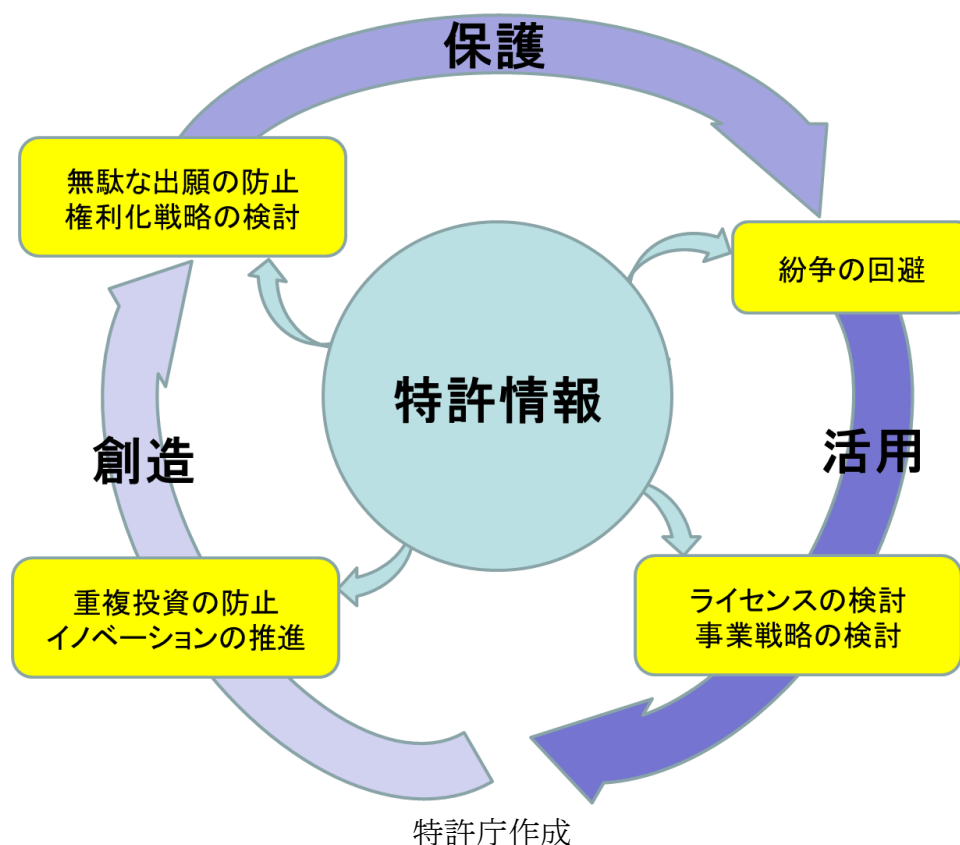
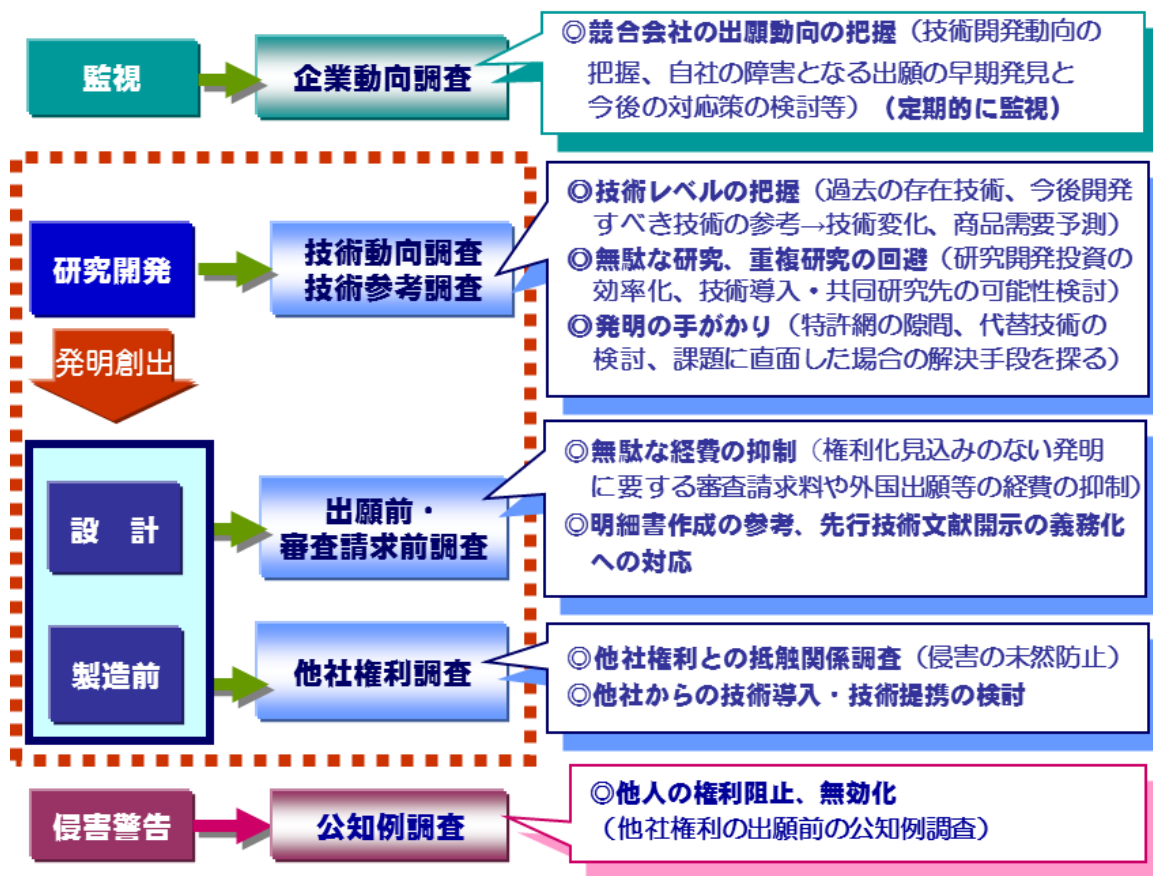


図 I－1 特許情報と知的創造サイクル



特許庁作成

図 I - 2 特許情報の活用

1. 2 公的な特許情報サービスの全体像

現在の我が国における特許情報サービスの全体像は以下の図 I - 3 に示すとおりであり、ユーザーは我が国特許庁（JP0）及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、民間事業者、海外の特許庁が提供する特許情報サービスを通じて、国内外の特許情報を活用している。我が国では、この特許情報について、国が、データベースの整備を図り、ユーザーにインターネットを通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずることが求められている（知的財産基本法第 20 条¹⁾）。

¹ 知的財産基本法第 20 条 （情報の提供）

国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。

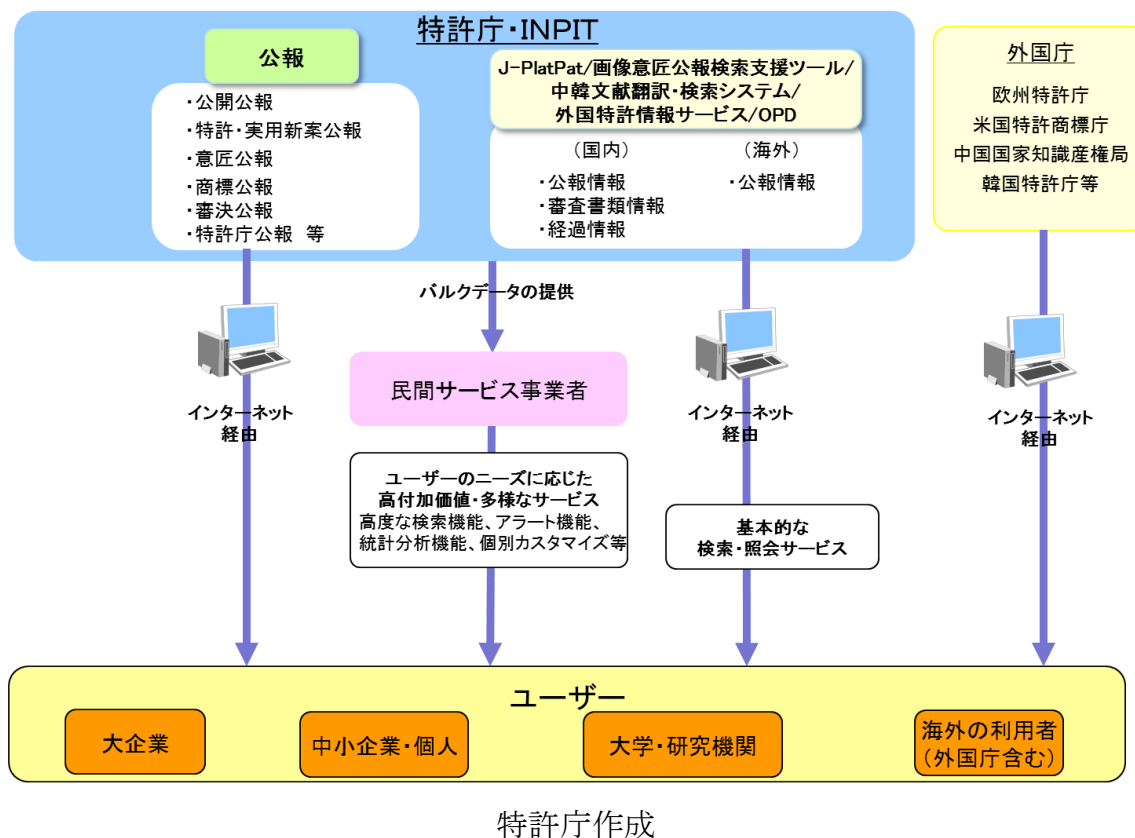


図 I - 3 特許情報サービスの全体像（現状）

1. 3 特許情報に係るインフラ整備に関するこれまでの取組

国内外で知的財産を巡る環境が変化する中、特許庁は企業活動を支援するため様々な取組を行ってきた。

特に、我が国特許庁は、10 年来の長期目標であった「審査請求から一次審査通知までの期間を 11 か月以内にする」との目標（FA11）を、様々な取組を実施することで平成 26 年 3 月に達成した。この間、我が国企業の研究開発や製造販売活動のグローバル化が大きく進展し、海外を含む産業財産権の取得の重要性が一層増している。そこで、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知財活動を支援するべく、我が国特許庁は世界最速・最高品質の知財システム²の実現を目指す中で、以下の 3 つの特許情報に関するインフラを中心に整備を進めてきた（図 I - 4）。

² 産業構造審議会知的財産分科会「とりまとめ」報告書（2014 年 2 月）、「知的財産推進計画 2014」（2014 年 7 月）に示されている。

まず、我が国の中小企業等を含むユーザーが海外での権利取得や事業の開始などを検討するにあたっては、海外の出願情報・権利情報に容易にアクセスできる環境が必要となる。そのため、我が国のみならず海外も含む出願情報・権利情報を確認するための特許情報に関するインフラを整備し、我が国ユーザーに提供してきた。

また、権利の取得と共にその活用がより重要となる中、円滑かつグローバルな事業展開について、審査を通じて支援していくためには、国際的に信頼される質の高い審査を迅速に実施していく必要があり、それを実現するためには情報インフラによるサポートが不可欠である。このため、先行文献の調査ツールの整備を中心とした世界最速・最高品質の審査の実現のための情報インフラの整備を進めてきた。

更に、我が国の審査結果が海外庁の審査においてより尊重されるためには、世界最速・最高品質の審査の実現のみでなく、その審査結果を効果的に発信するための環境を整備する必要がある。そのため、世界最速・最高品質の審査結果の発信のための情報インフラの整備も進めてきた。

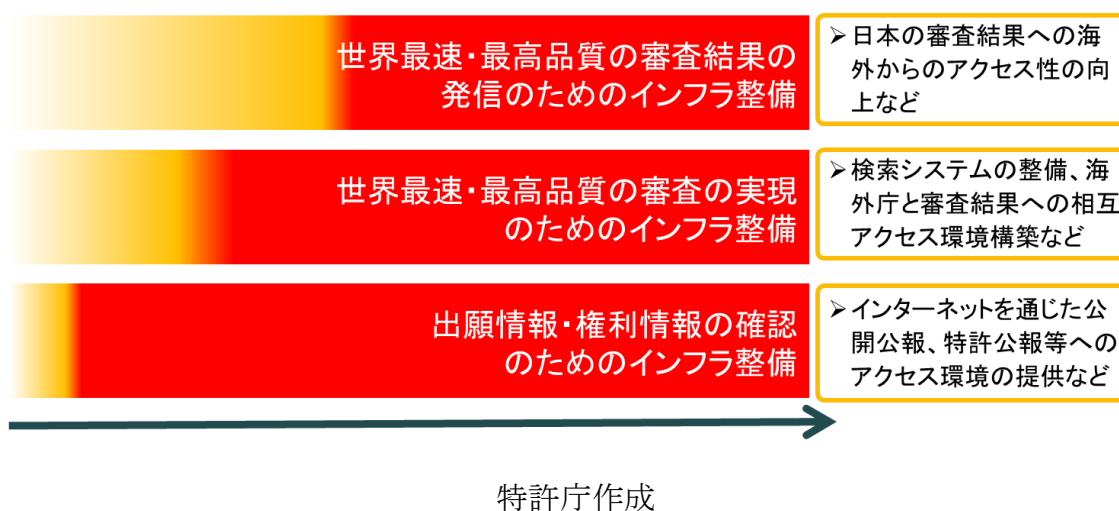


図 I - 4 世界最速・最高品質の知財システムの実現のためのインフラ整備

(1) 出願情報・権利情報の確認のためのインフラ整備

特許情報に関する高度化、多様化する日本のユーザーニーズに応えるべく、我が国特許庁は平成 27 年に様々な特許情報サービスを開始した。具体的には、特許公報等も含めた全ての公報のインターネットでの発行の実現、日本及び主要な海外庁の特許情報に簡単にアクセス可能な「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」、主要国以外の海外庁の特許情報に簡単にアクセス可能な「外国特許情報サービス (FOPISER)」、中国語・韓国語の特許・実用新案の公報の全文

の機械翻訳文を日本語でテキスト検索することが可能な「中韓文献翻訳・検索システム」、イメージマッチング技術を利用した「画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)」の提供を開始した。また、高度な特許情報サービスをユーザーに提供するため、これまで民間事業者にマージナルコストで提供してきた整理標準化データなどを、平成 27 年 3 月末よりインターネットを通じて無料でバルク提供している。

これらの特許情報サービスは、技術動向調査・先行技術調査等に使用されることにより、我が国企業のグローバルな事業展開や研究開発の促進等にも寄与すると期待される。

ア. インターネット公報

特許庁においては、特許法等に基づき、明治 22 年以降、「公報」という形態で、出願情報及び権利情報等を広く情報提供している。

その発行媒体については、情報流通技術の進展、ユーザーニーズ、掲載される情報量への対応等を踏まえ、公報種別によって、紙媒体から、CD-ROM・DVD-ROM を採用してきた。更に平成 16 年 6 月、情報流通技術の急速な発展を踏まえて、インターネットを利用した方法による公報発行に関する規定を整備し³、平成 18 年 1 月に「インターネット利用による公報発行サイト」を立ち上げ、登録実用新案公報のインターネット利用による発行を開始した。

更に、平成 27 年 4 月から特許公報等も含めた全ての公報のインターネットでの発行を実現したところである⁴ (図 I-5)。同時に公報種別・発行日単位で条件を入力することにより、対象を選択してダウンロードすることが可能となった。

³ 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律 (平成 16 年 6 月 4 日法律第 79 号)

⁴ インターネット公報のアクセス件数と各公報ダウンロード件数 (平成 27 年 7 月実績)
アクセス件数 : 4814 件

ダウンロード件数 : 公開公報 307 件、特許・実用新案公報 206 件、登録実用新案公報 288 件、意匠公報 152 件、商標公報 222 件、公開・国際商標公報 199 件、審決公報 42 件、特許庁公報 (審査請求リスト (特実)、拒絶査定、出願放棄・取下却下リスト (特許・商標)、目録 (商標)、公示号合計) 190 件

発行媒体 の変遷 公報名称	 紙	 CD-ROM	 DVD-ROM	 インターネット	現 状
		移行		移行	
特許・実用新案公報	明治22年～(特) 明治38年～(実)	平成5年1月～	平成16年7月～	平成27年4月～	原則週1回(水)発行 設定登録から約6～7週で発行
公開公報	昭和46年～	平成5年1月～	平成16年1月～	平成27年4月～	原則週1回(木)発行 出願から1年6月経過後
登録実用新案公報		平成5年7月～	平成16年1月～	平成18年1月～	原則週1回(木)発行 設定登録から約3～4週で発行
意匠公報	昭和8年～	平成12年1月～		平成19年1月～	原則週1回(月)発行 設定登録から約4～5週で発行
商標公報	明治22年～	平成12年1月～		平成22年1月～	原則週1回(火)発行 設定登録から約4～5週で発行
公開・国際商標公報		平成12年2月～		平成22年1月～	原則週1回(火)発行 出願から約2～3週で発行
審決公報	大正13年～	平成12年1月～		平成27年4月～	原則月1回(最終金)発行
特許庁公報 (公示号 等)	昭和25年～			平成27年4月～	発行日は種類により異なる 原則月1回

特許庁作成

図 I - 5 発行している公報種別とその変遷

イ. 特許情報プラットフォーム

我が国特許庁では、特許情報がより幅広く簡便に利用される環境を整備するために、平成 11 年 3 月にインターネットを通じて特許情報を無料で提供する「特許電子図書館 (IPDL)」サービスを開始した。その後、平成 16 年 10 月に IPDL の運営を INPIT へ移管し、利用者の利便性向上やサービスの拡充を図るため、毎年、新たなサービスや機能を提供してきた。サービスや機能の充実化に伴い、IPDL の検索件数は、年々増加し、近年では年間 1 億回を上回っており、特許情報インフラとして定着してきた。

そして、平成 27 年 3 月には、特許情報について、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、IPDL を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム (英語名: Japan Platform for Patent Information 略称: J-PlatPat)」の提供を開始した (図 I - 6)。J-PlatPat では、主に明治以降に我が国で発行した約 10,030 万件の特許・実用新案・意匠・商標の公報類や海外庁で発行された公報等⁵を蓄積しており、文献番号、各種分類、キーワード等に

⁵ 具体的には、米国、欧州 (EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、フランス、スイス、

より検索することが可能である。また、審査書類や審査・登録・審判に関する経過等の情報を文献番号等により照会することも可能である。更に、J-PlatPat は、従来の IPDL に比べて、以下の特徴を有している。

- ・充実した検索サービス
- ・使いやすいユーザーインターフェース
- ・中韓文献翻訳・検索システムへのリンク
- ・J-GLOBAL⁶との連携
- ・「色彩」や「音」等の新しいタイプの商標の検索サービス

このような特許情報サービスを通じた特許情報の積極的な利用が増すことにより、知的財産の創造、保護及び活用がより一層進むものと期待される。



INPIT より

図 I - 6 J-PlatPat のトップページ

ウ. 外国特許情報サービス

我が国特許庁では、米欧中韓の五庁内のみならず様々な海外庁と特許情報のデータ交換を行っている。この枠組で受領した外国の特許情報を迅速に一般ユーザーに提供すべく、内製⁷により「外国特許情報サービス(英語名: Foreign Patent Information Service 略称: FOPISE)」を構築し、平成 27 年 8 月 7 日より一般ユーザーに公開した(図 I - 7)。本サービスは、既に J-PlatPat で提

カナダの特許情報。

⁶ 国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST)が運営する総合的学術情報データベース。
<http://jglobal.jst.go.jp/>

⁷ 試験的に特許庁内部でプログラムを作成して運用している。

供されている国以外の特許情報について、簡易検索及び照会を可能とするものである。現在、ロシア、台湾、豪州、シンガポールの特許公報、公開公報等が提供されている。今後も、データ交換の対象国を増やしていくと共に、本サービスから提供される諸外国の特許情報を順次拡大する予定である。

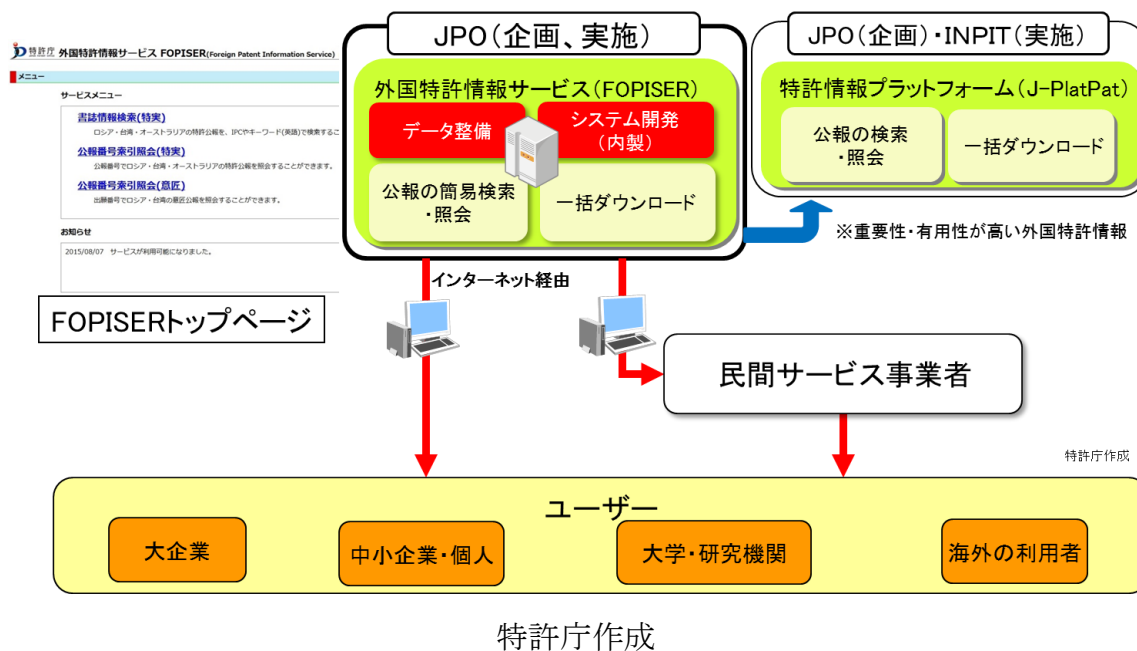


図 I - 7 外国特許情報サービス (FOPISER)

エ. 中韓文献翻訳・検索システム

世界の特許文献に目を向けると、近年、日本語以外の言語で記載された外国特許文献の割合が急速に増加している。特に、中国語・韓国語でしか読むことのできない特許文献が、世界の特許文献の 65% を占めるに至っている今日において、これらの特許文献を効率的に検索できる環境の整備が求められている。

このような状況に対応するため、我が国特許庁は、平成 27 年 1 月に、中国語・韓国語の特許・実用新案の公報の全文の機械翻訳文を日本語でテキスト検索可能とした「中韓文献翻訳・検索システム」を構築し、審査官及び一般ユーザーに公開した (図 I - 8)。本システムにより、2003 年以降に発行された、中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案公開公報及び韓国実用新案登録公報の全文の機械翻訳文を、日本語で検索することを可能としている。平成 27 年 7 月時点で約 1,250 万件の中国語及び韓国語の特許・実用新案の公報が蓄積されている。高品質な機械翻訳を実現するため、実際の中国及び韓国の特許文献とそれらに対応する日本の特許文献から、専門用語を抽出して作成した辞書を使用して機

機械翻訳を行っている。更に、利用者から誤訳報告を、機械翻訳の辞書に反映することで訳質を改善している。

項目 番号	項目 接続	検索項目	検索キーワード	項目内 接続
1	-	要約+請求の範囲	ネットワーク	AND
2	AND	公報全文(書誌を除く)	無線 LAN ナビゲーション	
3	AND	国際特許分類		
4	AND	出願人/権利者		

日本語のキーワードを入力して検索

表示している文献の原文も表示可能。

検索結果を表示。左側に機械翻訳文(検索に用いたキーワードが着色されて表示)、右側に図面を表示。

特許庁作成

図 I - 8 中韓文献翻訳・検索システム

(2) 世界最速・最高品質の審査の実現のためのインフラ整備

我が国特許庁は、前述の「中韓文献翻訳・検索システム」により、急増する中韓特許文献を審査官も含めたユーザーが日本語で効率的に検索することを可能とするなど、審査官の検索環境の整備を進めている。

また、審査を効率的に進めるためには、各特許庁の審査結果を共有し、海外庁の審査結果を参照することも重要である。そのため、我が国特許庁の審査結果である出願・審査関連情報（ドシエ情報）を海外庁の審査官が相互参照可能とするシステム整備を行うべく、我が国特許庁では、平成 16 年からインターネットを利用した「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」により、我が国のドシエ情報の海外庁への提供を開始し、平成 18 年には日米欧三極特許庁で相互にドシエ情報を参照できるシステムを構築した。更に、平成 20 年に、日米欧中韓の五庁内の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供する IT サービス「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を提唱し、平成 25 年 7 月に五庁審査官を対象として開始した。これにより、各国特許庁の審査官は海外庁の審査結果を参照しつつ、審査を進めている。

(3) 世界最速・最高品質の審査結果の発信のためのインフラ整備

我が国特許庁の世界最速・最高品質の審査結果を海外庁へ発信する際には、

海外のユーザーが参照しやすい形で提供することが重要である。そこで、我が国のドシエ情報を海外庁に提供する際には、日本語では通常理解が困難であることから機械翻訳した我が国のドシエ情報を海外庁へ提供している。また、拒絶理由等の審査書類の内容をするためには、審査書類の内容のみならず引用文献の内容も理解する必要があるところ、海外庁の審査官が我が国特許庁の審査で引用された日本の公報の内容を理解しやすいよう、前述の AIPN では日本の公報の英語への機械翻訳も一部提供している。このような取組により、海外庁による我が国の審査結果の利用を促進し、我が国ユーザーが海外で質の高い権利を円滑に取得することが期待される（図 I－9）。

更に、五庁間では、前述の OPD サービスを一層拡充し、世界中の一般ユーザーが同様にサービスの提供を受けることができるよう協力を進めてきた。その結果、我が国のドシエ情報は、平成 27 年 3 月以降、他庁のドシエ情報と合わせて一般ユーザーに一括提供されている。これにより、我が国ユーザーは我が国のドシエ情報のみでなく、海外庁のドシエ情報も容易に把握できるようになり、海外における円滑な権利取得に寄与することが期待される。

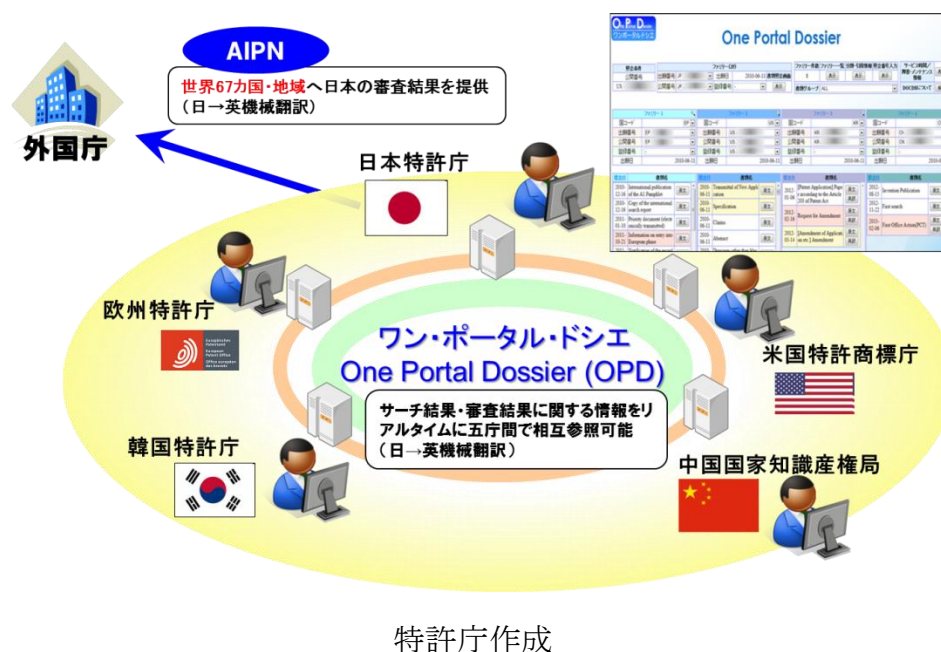


図 I－9 OPD 等による我が国特許庁の審査結果の発信

1. 4 海外庁の公的な特許情報サービス

我が国特許庁のみならず海外庁は、各庁間で交換した海外庁の公報を含む特許情報を、インターネットを通じて一般ユーザーに提供している。特許、実用新案、意匠、商標について、データの蓄積国数、データの種別、機能、サービ

ス価格（有料／無料）等は様々であるが、近年、各海外庁が提供する特許情報提供サービスは一次情報の提供のみにとどまらず、急速に向上している。これら海外庁が提供する特許情報提供サービスの中には、基本的な情報の提供だけでなく付加価値を付けたサービスを提供するものも存在する。

（１）特許・実用新案に関する無料のサービス

特許及び実用新案は、技術的内容が文章により詳細に説明されているが、その内容が技術的に複雑高度かつ多岐にわたるため、出願又は権利の内容を把握するためには文章を読み込む必要がある。しかし、外国語で記載された文献を大量に読み込むことは多くの時間を要することから、その負担を軽減するため、外国語の特許・実用新案文献を翻訳して提供するサービスがある。

特許・実用新案の情報提供サービスについて、我が国特許庁及び INPIT のサービスでは提供しておらず、海外庁が提供している情報提供サービスのうち代表的なものには、概念検索などの高度な検索機能、ステータス表示、検索結果ソート、及び、パテントマップ作成などのサポート機能、ウォッチング機能などの管理機能が挙げられる（図 I－10）⁸。また、書誌データ及び全文検索データのカバー範囲は WIPO、EPO、SIPO が充実しており、多言語対応については WIPO、EPO が充実している。

⁸ ① 検索機能

- ・近傍検索：検索したい文字列と文字列の距離を検索条件として絞り込むことによって適合度の高い検索を行う機能。
- ・概念検索：任意の文章を入力して当該文章の内容に類似する文献を類似する度合い（類似度）の高い順に出力する機能。
- ・履歴演算：過去に行った検索結果の履歴を演算することで新たな検索を行う機能。
- ・検索結果フィルタリング：検索結果のリスト中の公報のうち選択した情報に該当する公報の情報のみを表示する機能。

② サポート機能

- ・ステータス表示：表示された公報に対応する出願のステータス（審査中、生死等の情報）を表示する機能。
- ・検索結果ソート：検索結果のリストを選択した情報をキーにして並び替える機能。
- ・検索結果エクスポート：検索結果をファイルとして出力する機能。
- ・検索履歴の保存：検索履歴を保存し、過去に行った検索履歴を利用できる機能。
- ・統計分析：特許情報の検索結果を統計的に分析する機能。
- ・パテントマップ：特定の特許情報を統計分析し、その結果を分かりやすく図示する機能。

③ 管理機能

- ・SDI サービス（Selective Dissemination of Information）：定期的に特定の条件に合致した出願の情報を送信する機能。
- ・ウォッチング／アラートサービス：特定の出願を監視し状態の変化が生じた場合にアラートを発する機能。

特許		日本			世界知的所有権機関 (WIPO)	欧州特許庁 (EPO)	海外庁 米国特許商標庁 (USPTO)	韓国特許庁 (KIPO)	中国国家知識産権局 (SIPO)	
主なサービス		J-PlatPat	中韓文献翻 訳・検索シ ステム	FOPISER	PatentScope	Esp@cenet/ Patent Register /EPAB	PatFT / AppFT / Patent Application Alert Service / GPSN / PatentsView / e- Office Action	KIPRIS	Patent Search and Analysis of SIPO / CNIPR	
書誌データの蓄積国数		11か国	2か国	5の国や組 織	41か国以上	90か国以上	2か国(米国、中国)	1か国(韓国)	103の国や組織	
ユーザーインターフェースの言語		日本語・英 語	日本語	日本語	英語・日本語・独語・西 語・仏語・韓国語・葡 語・露語・中国語・アラ ビア語	英語・仏語・独語 等	英語	韓国語・英語	中国語・英語・日本 語・露語・西語・葡語・ 独語・アラビア語・仏 語	
検索機能	番号検索		○	○	○	○	○	○	○	
	分類検索	国範囲	日本	中国、韓国	露、台湾、 豪、星、越	41か国以上	90か国以上	米国、中国	韓国	103の国や組織
		IPC	○	○	○	○	○	○	○	○
		CPC	×	×	×	×	○	○	○	×
		FI、Fターム	○	×	×	×	×	×	×	×
	キーワード 検索	国範囲	日本	中国、韓国	露、台湾、 豪、星、越	41か国以上	90か国以上	米国、中国	韓国	103の国や組織
		言語	日本語・英 語	日本語	英語	英語、日本語等多数	英語、仏語、独 語、日本語等	英語	韓国語、英語	中国語、英語等
		書誌事項	○	○	○	○	○	○	○	○
		請求の範囲	○	○	×	×	×	○	○	○
	英文抄録	○	×	○	×	×	×	○	○	
	全文検索	国範囲	日本	中国、韓国	×	24の国や組織	EP、WO	米国、中国	韓国	中国、米国、EP、 WO、日本等
		言語	日本語	日本語	×	英語、日本語等多数	英語、仏語、独語 等	英語	韓国語、英語	中国語、英語、日本 語等
	トランケーション (前方、後方、中間一致に よる検索)		○	○	○	○	○	○	○	○
	NOT検索		○	○	○	○	○	○	○	○
	近傍検索		×	○	×	○	○	×	○	○
	概念検索		×	×	×	×	×	×	×	○
	履歴演算		×	△(直前の 履歴のみ)	×	×	○	×	×	○
	検索結果フィ ルタリング	ステータス	×	×	×	×	×	×	○	×
		文献種別	×	×	×	×	×	○	×	○
		書誌事項	×	×	×	×	×	○	○	×
サポート 機能	翻訳	コンテンツ 表示	日英	中日、韓日	google translate	wipo translate(10か国 語)、google translate等 英語、日本語を含む14 か国語(キーワード翻訳 方式)	patent translate (言語多数)	中英	韓英	中英
		検索言語	×	日本語	×		×	英語、中国語	韓国語、英語 (キーワード翻訳 方式)	中国語、英語
	検索ワードハイライト		○	○	×	○	○	○	○	○
	ステータス表示		×	×	×	×	×	×	○	○
	検索結果 ソート	ステータス	×	×	×	×	×	×	○	×
		関連度	×	×	×	○	×	×	×	×
		引用数	×	×	×	×	×	○	×	×
		書誌事項	×	○	○	○	○	○	○	○
		検索結果エクスポート	×	×	×	○	○	○(検索式出力)	○	○(検索式出力)
	検索履歴の保存		×	×	×	○	○	×	○	○
	統計分析		×	×	×	○	○	×	×	○
	パテントマップ		×	×	×	×	×	×	×	○
管理機能	SDI		×	×	×	×	×	○	○	○
	ウォッチング/アラート		×	×	×	×	○	×	×	×

図 I - 10 各庁が提供する特許・実用新案の無料の情報提供サービス

(2) 意匠に関する無料のサービス

意匠の情報提供サービスについて、我が国特許庁及び INPIT のサービスでは提供しておらず、海外庁が提供している情報提供サービスのうち代表的なものとしては、ステータスによる絞り込み等の検索機能、各種のサポート機能が挙げられる(図 I - 11)⁹。また、収録国数及びユーザーインターフェース言語

⁹ ① 検索機能

・ステータスによる絞り込み：選択したステータスに該当する公報の情報のみを表示する機能。

② サポート機能

・検索結果ソート：検索結果のリストを選択した情報をキーにして並び替える機能。
・統計機能：特許情報の検索結果を統計的に分析する機能。

については、WIPO、OHIM のサービスが充実している。一方、参考文献検索、画像検索、公知資料検索については、現在のところ、日本のサービスのみが提供している。

意匠			日本		海外庁					
					世界知的所有権機関 (WIPO)	欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)		米国特許商標庁 (USPTO)	韓国特許庁 (KIPO)	中国国家知識産権局 (SIPO)
主なサービス			J-PlatPat (Graphic Image Park)	FOPISER	Global Design Database	DesignView	asean DesignView	PatFT／AppFT／PatentsView	KIPRIS	CNIPR
書誌データ及び意匠図面蓄積国数			日本、米国、韓国	露、台湾	6の国や組織	41の国や組織	10か国	米国	韓国	中国
ユーザーインターフェースの言語			日本語、英語	日本語	英語・仏語・西語	英語・独語・仏語等(32言語)	英語・インドネシア語等(7言語)	英語	韓国語・英語	中国・英語・日本語
検索機能	番号検索	出願番号、出願日、登録番号、登録日等	○	○	○	○	○	○	○	○
	キーワード検索	物品名	○	×	○	○	○	○	○	○
		出願人(権利者)	○	×	○	○	○	○	○	○
		創作者	○	×	○	○	○	○	○	○
		分類	○	×	○	○	○	○	○	○
		意匠や物品に関する説明文	○	×	○	○	×	○	○	○
		参考文献	○	×	×	×	×	×	×	×
	ステータスによる絞り込み		×	×	×	○	○	×	○	×
	画像検索	利用者が任意に指定した形状や色彩の要素に近い順に画像意匠を並べ替えて表示	○ (画像意匠公報検索支援ツール)	×	×	×	×	×	×	×
	公知資料検索	物品名、分類、公知資料番号、公知日、発行日等	○	×	×	×	×	×	×	×
サポート機能	ステータス表示		×	×	×	○	○	×	○	×
	検索結果ソート		×	○	○	○	○	○	○	×
	検索結果エクスポート		×	×	×	○	×	×	○	×
	イメージ一覧表示		○	○	○	○	○	○	○	○
	統計分析(内訳分析)		×	×	○	○	○	○	×	×
	入力支援機能 (セッション中の履歴の表示等)		×	×	○	×	×	○	○ (会員登録により検索式保存機能あり)	×

図 I - 1 1 各庁が提供する意匠の無料の情報提供サービス

(3) 商標に関する無料のサービス

商標の情報提供サービスについて、我が国特許庁及び INPIT のサービスでは提供しておらず、海外庁が提供している情報提供サービスのうち代表的なものとしては、ステータスによる絞り込み、各種のサポート機能が挙げられる(図 I - 1 2)¹⁰。また、イメージ検索等の検索機能、収録国数、ユーザーインターフェース言語については、WIPO、OHIM のサービスが充実している。一方、周知

- ・ 検索結果エクスポート：検索結果をファイルとして出力する機能。
- ・ 入力支援機能：セッション中の履歴の表示する機能。検索式を保存する機能。

¹⁰ ① 検索機能

- ・ ステータスによる絞り込み：選択したステータスに該当する公報の情報のみを表示する機能。
- ・ イメージ検索：選択した画像を検索キーとして類似する商標を検索する機能。

② サポート機能

- ・ ステータス表示：表示された公報に対応する出願のステータス(審査中、生死等の情報)を表示する機能。
- ・ 検索結果ソート：検索結果のリストを選択した情報をキーにして並び替える機能。
- ・ 検索結果エクスポート：検索結果をファイルとして出力する機能。
- ・ イメージ一覧機能：商標のイメージを一覧で表示する機能。
- ・ 統計機能：特許情報の検索結果を統計的に分析する機能。

著名商標検索、不登録標章検索は日本のサービスのみとなっている。

商標	日本		海外庁					
			世界知的所有権機関 (WIPO)	欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)		米国特許商標庁 (USPTO)	韓国特許庁 (KIPO)	中国国家工商行政管理総局商標局 (SAIC)
主なサービス	J-PlatPat	FOPISER	Global Brand Database	TMview (eSearch plus)	aseanTMview	Trademark Electronic Search System (TESS)	KIPRIS	商標近似查詢 商標総合查詢 商標狀態查詢
書誌データ及び商標イメージの蓄積国数	日本	露、台湾、OHIM	27か国	41か国	10か国	米国	韓国	中国
ユーザーインターフェースの言語	日本語・英語	日本語	英語・仏語・西語	英語・独語・仏語・日本語等 (31言語)	英語・インドネシア語等 (7言語)	英語	韓国語・英語	中国語・英語
検索機能	番号検索	○	○	○	○	○	○	○
	商標	○	○	○	○	○	○	○
	称呼	○(日のみ)	○	○	○	○	○	○
	各種番号	○	○	○	○	○	○	○
	各種日付	○	○	○	○	○	○	×
	区分	○	○	○	○	○	○	○
	権利者等	○	○	○	○	○	○	×
	ターム検索	○	○	○	○	○	○	○
	商標種別	○	×	×	○	○	○	×
	トランケーション (前方、後方、中間一致による検索)	○	○	○	○	○	○	○
	タイプ別絞り込み	○	×	○	○	○	○	○
	ステータスによる絞り込み	×	×	○	○	×	○	×
	称呼検索	日本語	○	○	英語・独語・仏語	英語等	英語	英語・韓国語
	図形等商標検索	○	○	○	○	○	○	○
	商品役務名検索	○	×	○	○(TM Class)	○(TM Class)	○	×
サポート機能	周知著名商標検索	○	×	×	×	×	×	×
	不登録標章検索	○	×	×	×	×	×	×
	イメージ検索	×	×	○	○(eSearch plus) 欧州共同体商標のみ	×	×	×
	商品・サービス国際分類表	○	×	○	○	×	○	○
	図形等分類表	○	×	○	○	×	○	○
	ステータス表示	×	○	○	○	○	○	×
	検索結果ソート	×	○	○	○	×	○	×
	結果エクスポート	×	×	○	○	×	○	×
	イメージ一覧	×	○	○	○	○	○	×
	統計分析(内訳分析)	×	×	○	○	×	×	×

図 I - 1 2 各庁が提供する商標の無料の情報提供サービス

1. 5 特許情報サービスに関する役割分担

(1) 我が国におけるこれまでの議論

ア. 第 19 回工業所有権審議会情報部会報告書 (平成 9 年 6 月)

平成 9 年当時、研究開発・技術開発を一層活発化するためには、特許情報を積極的に活用することが重要であり、当時の通信技術・情報処理技術が飛躍的に進歩していることを考慮すると、迅速、低価格かつ容易に特許情報にアクセスできる環境を速やかに確立する必要があった。このような技術等の進展状況を踏まえ、第 19 回工業所有権審議会情報部会では、その後の特許情報普及施策について、以下の方向で検討することが適当であると報告された。

- ①インターネットを通じた工業所有権情報の積極的提供 (インターネットでの提供)
- ②工業所有権情報の提供条件の見直し (マージナルコストでのデータ提供)
- ③海外諸国との工業所有権情報協力の一層の推進 (特許情報の英文での整備)

イ. 産業財産権利用推進委員会 (長官私的懇談会) 報告 (平成 15 年 3 月)

平成 14 年の知的財産戦略大綱及び翌年の知的財産基本法では、特許情報の利

用の促進が、知的財産立国の実現に向けての重要な要素であること、及び、国がその実現に向けて提供すべきサービスについて規定された。これらを踏まえて、平成 15 年 3 月の産業財産権利用推進委員会（長官私的懇談会、大山永昭委員長（東工大教授））報告 では、産業財産権情報を広く一般公衆に提供することは、産業財産権制度を実施している特許庁として果たすべき義務であるので、国は、法律に基づき公表が義務づけられている情報を含む基本的な情報を、利用者を限定することなく、広く一般公衆に対して提供することが求められており、国は、民間事業者による高付加価値データ提供のための環境を整備するため、保有する正確で基本的な一次情報を利用しやすい形式で民間事業者に提供し、国と民間とのベストミックスで一般ユーザーの多様なニーズに応えていくと報告された。

ウ. 産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成 26 年 2 月）

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」「知的財産政策に関する基本方針」にて明らかにされた今後の知財政策の取組み課題を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会では、今後の特許行政の課題と取組みについて議論を行い、平成 26 年 2 月に「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」として、その結果が報告された。

この「とりまとめ」報告書では、平成 15 年の産業財産権利用推進委員会報告の方針を前提としつつ、「諸外国特許庁による情報提供の状況等を勘案して標準的な機能とともにインターネットをはじめとするオープンな方法で提供する」点や「新サービスを早期かつ効率的に実現するために、諸外国特許庁サービスとの連携や研究機関との協力」に関する点など、産業財産権利用推進委員会報告では「(情報の) 提供の手段については、時代の変遷により見直されるべき」としていた点を具体化し、従来よりも方針を明確化している。

・世界最高水準の知的財産権情報提供サービスの実現

現在、工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて提供している特許電子図書館（IPDL）について、官民の役割分担に留意しつつ、世界知的所有権機関や欧州特許庁など諸外国の同様のサービスを超越する世界最高水準のサービス提供を目指し新たな情報基盤に刷新する。具体的には、技術開発の重点化や権利調査、先行技術調査等を目的とした内外の文献調査を促進し、知財立国の実現に資するため、中小企業、研究機関、研究者、個人を含め広く一般公衆を対象として、公報等で公表されている情報を中心とする内外の知財情報のうち基本的な情報を、諸外国特許庁による情報提供の状況等を勘案して標準的な機能とともにインターネットをはじめとするオープンな方法で提供する。（略）また、これらの実現に際して、情報提供の迅速化や、サービス間のリンク機能等によるユーザーインターフェースの改善を図る。さらに、新サービスを早期かつ効率的に実現するために、諸外国特許庁サービスとの連携や研究機関との協力の可能性も視野に入れる。

産業財産権情報を広く一般公衆に提供することは、産業財産権制度を実施している特許庁として果たすべき義務である。我が国特許庁は、法律に基づき公表が義務づけられている情報を含む基本的な情報を、利用者を限定することなく、広く一般公衆に対してインターネットを通じて無料で提供してきた。

一方、企業等における研究開発の促進、知財管理の充実、出願・審査請求の適正化のためには、国が提供する基本的な情報のみの利用では必ずしも十分でなく、付加価値のついた情報が必要となる。民間事業者は、高度な検索機能や、国が提供する基本的な情報に付加価値を付けた情報を提供してきた。

このように、国と民間とのベストミックスで一般ユーザーの多様なニーズに応えるべく、官民の役割分担に留意しつつ、世界最高水準の特許情報提供サービスの実現を目指してきた。

（２）海外における役割分担

海外では、特許情報サービスの提供について、官と民の役割を以下のように整理している。

ア．欧州

欧州特許庁（EPO）は、2007年に、特許情報普及に関して、民間との競合を回避する従来の方針を転換し、積極的にサービスを向上する方針とした。ただし、欧米の民間事業者が加盟する PatCom（Patent Committee）との定期的な意見交換の場を設け、EPOが行うサービスに関する今後１年の計画を説明することとし

ている。

イ. 米国

米国では、従前は、付加価値データの提供は民間事業者任せ、米国特許商標庁（USPTO）自身は生データをバルク提供してきた。これに加えて、2015年9月からは、検索結果を基にそれを分析した結果を表示する等の高度なサービスが始まっており、従来の方針とは異なったサービスの提供も始まっている。

ウ. 韓国

韓国では、2015年6月26日に特許庁知的財産情報ユーザー向けサービスの提供及び管理に関する規定を施行している。この規定によれば、特許情報サービスにおける官と民の役割分担について、基本的に民間でできることは民間で提供することを原則とするが、以下の各項目のいずれかに該当するサービスについては、特許庁から提供することができるとしている。

- ①法令上の根拠があるサービス
- ②公共性が認められるサービス
- ③民間のサービスが存在しないか、民間が提供することが困難なサービス
- ④付加価値型ではなく、標準的な情報提供サービス

（３）裁判所と事業者の役割分担

日本の裁判所は裁判所ウェブサイトにて判決を公開している。この裁判所ウェブサイトは、コンテンツとして、知的財産に関する判決のほぼ全件を日本語で公開すると共に、主な知的財産に関する判決の英訳も公開している。また、検索機能として、事件番号検索、キーワード検索、年月日検索、権利種別による検索などが利用可能である。それに対して、民間事業者は、裁判所が提供する判決という一次情報を基に、付加価値を付けてサービスを提供している。例えば、民間のインターネット検索サービスは、会員登録した会員が有料で利用可能であり、付加価値として、独自の分類情報の提供や、関連する法令へのリンク、当該判決に関連する情報が掲載されている判例雑誌へのリンク等の関連情報の紐付け等のサービスを提供している。

このように判決についても官と民とでそれぞれから情報提供サービスが行われているが、裁判所の情報提供サービスに対して民間事業者から両者のサービスの棲み分けに関する特段の指摘はなされておらず、これまで、裁判所と民間事業者との間で官と民との役割分担について議論は行われていない。

このような情報提供サービスを巡る環境における特許と判決との違いは、コンテンツの件数規模及び制度の性質の違いによるものだと考えられる。我が国

の特許公報等は年間数十万件の規模で発行されており、民間事業者が単件単位でダウンロードして全ての情報を収集することは極めて困難であり、国から民間事業者へ情報のバルク提供が必要となるなど、両者の協力が不可欠である。更に、特許制度は、情報を広く公開し利用を促すことで産業の発達に寄与することを法目的の一つとするものであり、知的財産基本法の規定にもあるように、特許庁が特許情報の検索環境を整備することは、産業財産権制度自体が求めているものと考えられる。

1. 6 特許情報に関する民間事業者の現状

(1) 今後の見通し

平成 27 年度、特許情報サービスに関する民間事業者を対象にアンケートを実施し、アンケートを送付した 368 者のうち 58 者（16%）から回答を得た¹¹。

今後 3 年間の特許情報サービス市場の見通しについて、「オンライン検索サービス」では 73%（27/37 者）、「調査・分析サービス」では 80%（35/44 者）が「変わらない」又は「拡大する」と回答しているのに対し、「加工・出版サービス」及び「複写サービス」について「拡大する」と回答した者はそれぞれ 3%（1/36 者）のみであり、一次情報またはそれに近い情報の提供サービスは縮小すると予測しており、付加価値を付けたサービスを拡大させていこうとする流れがあることがうかがえる（図 I-13）。

¹¹ 「平成 27 年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」におけるアンケート調査の結果（速報値）

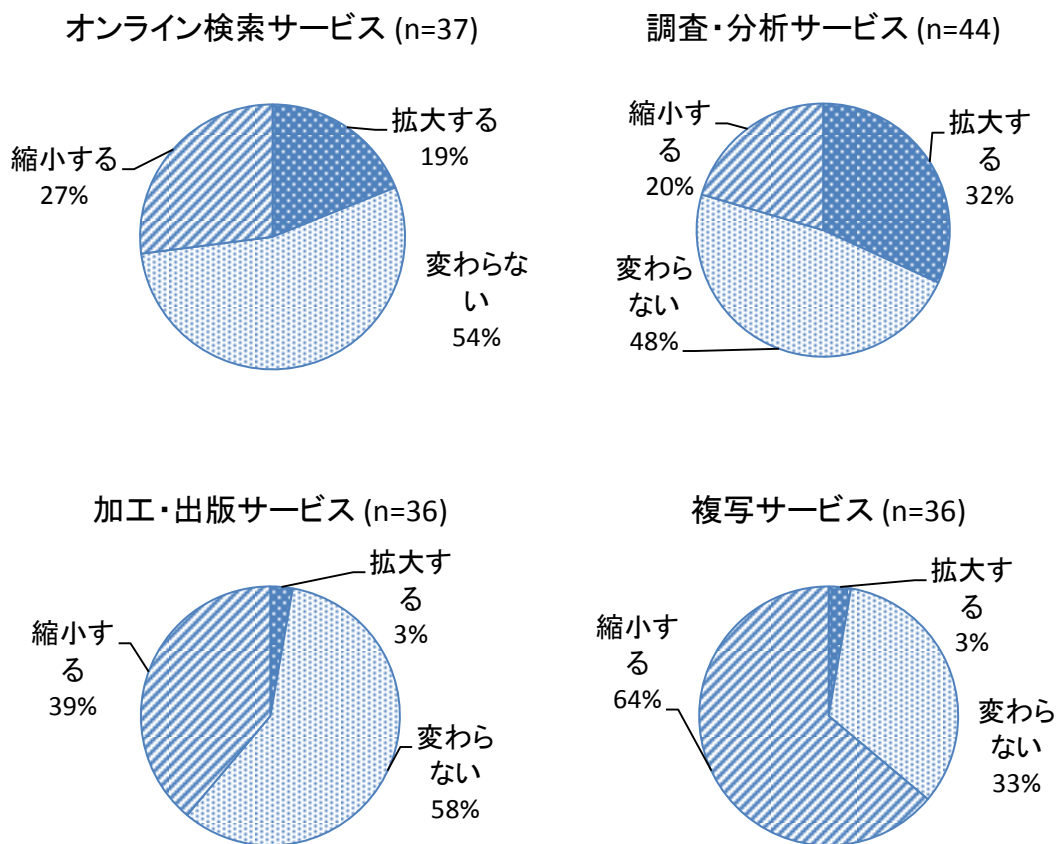


図 I - 1 3 付加価値型サービス（上段）と一次情報型サービス（下段）における今後3年間の見通し（アンケート結果（速報値））

（2）J-PlatPat 提供の影響

平成27年3月より提供を開始したJ-PlatPatが自社業務へ与えた影響を尋ねたところ、47%（22/47 者）が「ポジティブな影響がある」と回答している。一方、オンライン検索サービス業務を行っている者のうち、43%（6/14 者）は「ネガティブな影響がある」と回答しており、公的な特許情報サービスの向上は民間が行うオンライン検索サービス事業に少なからずネガティブな影響を与えていることも分かった（I-14）。

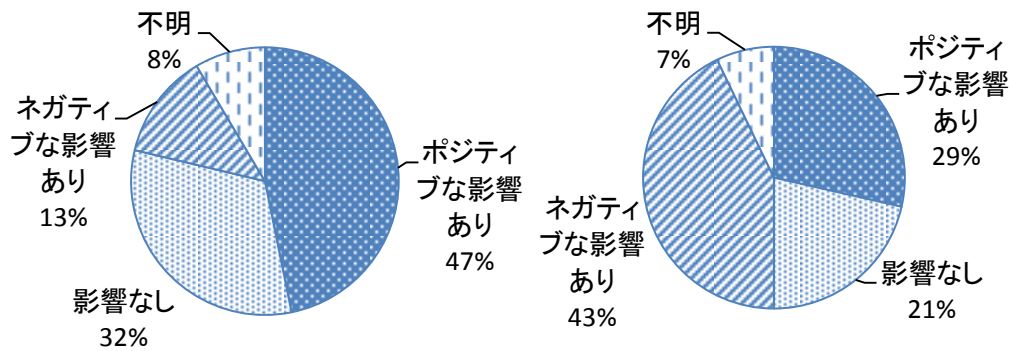


図 I - 1 4 J-PlatPat が自社業務へ与えた影響(n=47) (左) と、うち、J-PlatPat によるオンライン検索サービス業務への影響(n=14) (右)
(アンケート結果 (速報値))

(3) 海外の民間特許情報サービス

海外の民間事業者の中には、日本での事業を行っている者も多数存在する。これら海外の民間事業者が提供するサービスには、世界中に事業拠点を有することで得られるグローバルな特許情報収集力を活かして、充実したデータ収録国数（網羅性）や、翻訳文の収録、独自のインデックス付与等に強みがあるものがみられる。例えば、非英語圏の国の特許文献の全文を英語に翻訳することで、英語で世界の特許文献の一括検索を可能とする等のサービスを行っており、このようなサービスは、グローバルな特許情報への関心が高い企業のニーズに適ったものとなっている。

(4) 無料の民間特許情報サービス

民間の特許情報サービスには、有料のサービス以外にもインターネット上で誰もが無料で利用できるものも存在する。その中には、例えば、特許の出願件数及び登録件数の出願人別ランキングを表示することができるものや知的財産事件の判決を類型、当事者、係争法域、引用条文、対象物、キーワード、判決日によって検索し、表示することができるものがある。

また、無料で特許文献を検索することができるサービスも存在する。その検索サービスでは、日本、米国、欧州、中国、ドイツ、カナダの公報と PCT 国際公開の番号、発明者、出願人、分類、日付やステータスによる検索が可能である。独自に非特許文献にも特許分類を付与して特許文献とシームレスに検索可能とするだけでなく、特定の出願に関する番号を入力すると関連する特許文献、非特許文献等を関連度順で表示する機能も備えている。また、機械翻訳機能も提供されており、日本語を含め 90 か国語による照会が可能になっている。

1. 7 特許情報サービス利用者の現状

(1) J-PlatPat への要望

平成27年度に実施した特許情報サービスに関するアンケート調査¹²において、特許情報サービス利用者に J-PlatPat に対する評価について回答を求めたところ、回答総数 514 のうち、従前の特許電子図書館 (IPDL) に比べて、J-PlatPat は使いやすくなったという好意的な意見が大半を占めた。一方で、J-PlatPat への要望として、「情報 (コンテンツ) の充実度」を挙げるユーザーが多かった¹³ (図 I-15)。特に、自由記載で要望の記載を求めたところ、外国文献の検索について、外国文献の全文テキストデータの提供とその日本語への機械翻訳が挙げられた。

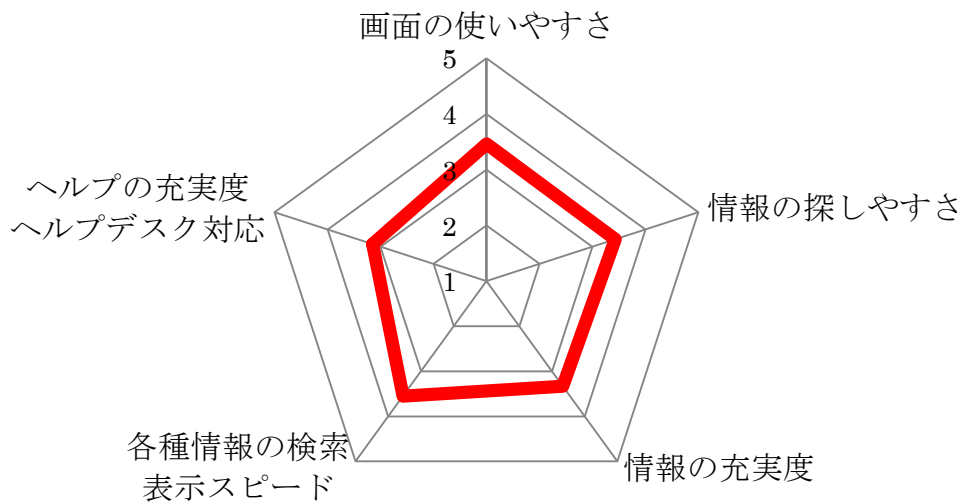


図 I-15 J-PlatPat についてのユーザー評価 (n=517)
(アンケート結果 (速報値))

¹² 特許庁が出願人 (2013 年の出願件数の多かった出願人のうち、大企業 : 400 者、中小企業 : 135 者、大学 : 50 者、公的研究機関 : 15 者、個人 : 100 者を無作為抽出) に対してアンケートを送付することにより実施した「平成 27 年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」と INPIT が J-PlatPat ユーザーに対してウェブサイト上で行ったアンケート調査。回答者の総数は 653 者 (特許庁調査 311 者、INPIT 調査 242 者)。

¹³ 「画面の使いやすさ」、「情報の探しやすさ」、「情報 (コンテンツ) の充実度」、「各種情報の検索や表示のスピード」、「ヘルプの充実度、ヘルプデスク対応」の 5 つの観点でそれぞれ 5 段階評価を行ったところ、「ヘルプの充実度、ヘルプデスク対応」に次いで「情報 (コンテンツ) の充実度」の評価点が低かった。

（２）中小企業の海外進出先

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産や研究開発に関する海外拠点の設置など企業活動のグローバル化が進むことで、海外における知的財産権取得の意識が高まっている。

商工中金による「中小企業の海外進出に対する意識調査」（「中小企業設備投資動向調査」付帯調査 2015 年 1 月）によれば、中小企業の海外進出先の第 1 位は中国、第 2 位はタイであり、アジア諸国の割合が高いといえる。また、今後の進出予定国としては、中国以外にはベトナム、タイ、インドネシアといったアセアン諸国の関心が高いことがうかがえる（図 I－16）。

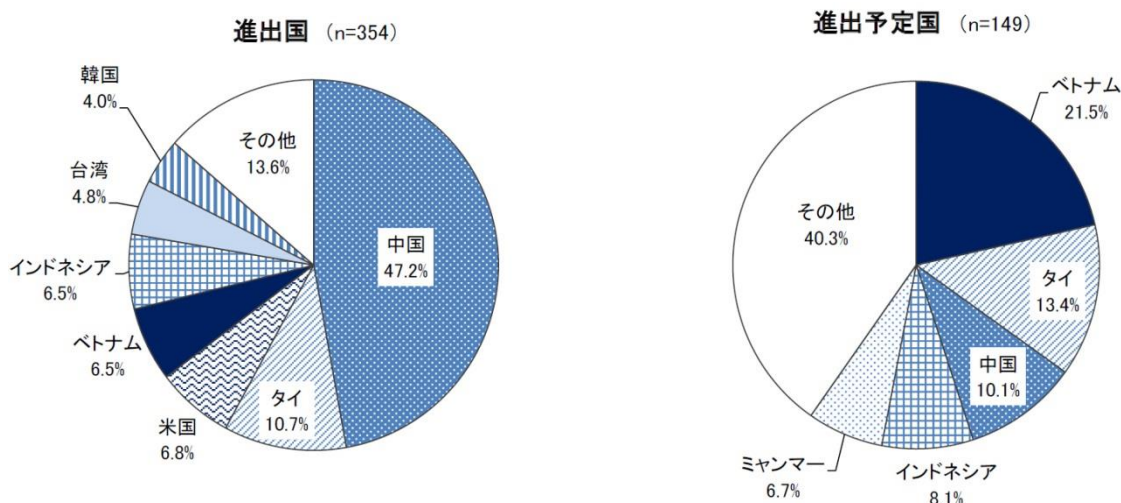


図 I－16 中小企業の進出国と進出予定国（商工中金「中小企業の海外進出に対する意識調査」（「中小企業設備投資動向調査」付帯調査 2015 年 1 月）より）

このような状況のもと、我が国の各企業は、先行技術調査や事業進出先国での権利調査のため、特に、アセアン諸国における特許情報を迅速かつ正確に把握することが必要になっている。この点、中小企業は、大企業と比べて十分な調査コストを確保することが困難であることが多く、なるべくコストをかけることなく容易にアセアン諸国の特許情報にアクセスしたいというニーズが高まっている。

特許庁が平成 26 年度に実施した「海外特許庁等による産業財産権情報の提供サービス等に関する調査」によれば、アセアン各庁もインターネットを通じて無料の特許情報サービスを提供しているが、当該特許情報サービスは、言語等の問題から我が国ユーザーが利用することは困難である旨が指摘されている。我が国企業からは、アセアン諸国における出願や権利の状況を容易に把握できるよう、アセアン諸国の特許情報に対するアクセス性の向上を求める声が上が

っており、特に、機械翻訳による対応へのユーザーニーズが強いとの調査結果が得られている。

1. 8 特許情報サービス利用者のすそ野拡大と高度化の促進

特許情報は、中小企業においても、事業戦略の策定から商品化、更には他人の権利調査に至るまで様々な事業活動において活用することができる重要な情報である。

しかし、特許庁が行った調査においても知的財産活動の取組に向けた課題として、知的財産にかかる情報・知識の不足が上位に挙げられているなど、全体としてみると、中小企業においては、特許情報が十分に活用されていないものと推察される。

前述の J-PlatPat は、インターネットを通じて、誰でも、いつでも、どこからでも、特許情報等の検索が無料で簡単にできるサービスであり、中小企業においてもアクセスが容易であることから、利用の促進が期待される。

そのため、中小企業等に対し、特許情報の重要性に対する認識度に応じた普及啓発活動を展開しているところである。この認識度に基づいて企業全体を分類すると、①特許情報の重要性に気付いていない層、②特許情報の重要性に気付いているが活用していない層、特許情報を活用している層と大きく分けられると考えられる。更に、特許情報を活用している層については、③J-PlatPat を活用している層、④高度な民間特許情報サービスを活用している層に分けることができると考えられる。

このような特許情報の重要性に気付いていない者及び特許情報の重要性に気付いているが活用していない者に対して、J-PlatPat を普及していくことにより、特許情報の重要性及び活用方法について理解を広めることが特許情報サービス利用者全体のすそ野の拡大に効果的であると考えられる。そして、J-PlatPat の普及が進み、J-PlatPat を活用する者が増加するにつれて、より高度なサービスへと関心が向き、ユーザーの利用するサービスがより高度な民間による特許情報サービスへと移行していくものと考えられる（図 I-17）。これまで特許情報を活用していなかったユーザーに J-PlatPat を普及していくことにより、特許情報を利用している者を増加させていくと共に、利用する特許情報サービスの高度化にもつなげていくことが重要である。

そして、ユーザーに高度な特許情報の利用を効果的に促していくためには、安定して高度な特許情報サービスを提供する民間事業者とも連携して、より高度な特許情報サービスを認識する契機を設けていく必要がある。

なお、これまで特許情報を活用していなかったユーザーに J-PlatPat を普及していくための施策については、論点3において検討することとする。

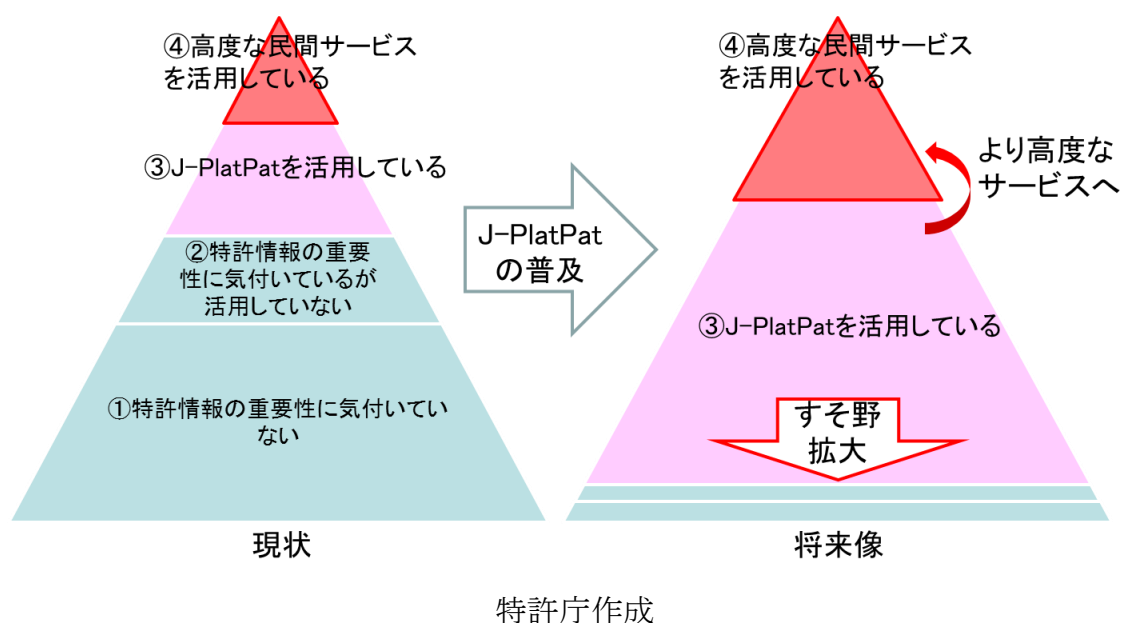


図 I - 1 7 特許情報サービスの活用に関する現状と将来像

2. 課題

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産や研究開発に関する海外拠点の設置など企業活動のグローバル化が進んでいる。これに対応して、我が国ユーザーの知財活動についても、我が国から海外への出願件数が増加していることから明らかなように、急速にグローバル化している。これに伴い、海外の特許情報への関心が大きく高まるなど、特許情報サービスに対する我が国ユーザーのニーズは大きく変化している。

また、世界における特許、意匠、商標のいずれにおいても近年、出願件数は急増しており、日本語以外の言語で記載された海外の特許文献を始めとする特許情報が大きく増加している。これらの海外の文献の内容を速やかに把握するために重要となる機械翻訳技術の向上などからも明らかなように、IT は近年大きく進展している。

これらを始めとする特許情報サービスを取り巻く環境の変化を踏まえると、公的な特許情報サービスにおいて、我が国の文献のみならず、急増する海外の特許文献を容易に検索できるようにするなど、特許情報へのアクセス環境の整備を進め、より高度な特許情報の活用を促していくことや、特許情報の側面から海外でも円滑に権利を取得できる環境の整備を進めていくことが、中小企業を含めた我が国企業のグローバルな事業展開や研究開発の推進に不可欠となっている。

これらの環境の整備を進めていくため、特許情報サービスに対する我が国ユ

ユーザーからのニーズを十分に踏まえた上で、世界最高水準の特許情報提供サービスの実現を目指し、費用対効果に留意しつつ、優先順位を付けて見直しを進めていくことが求められている。

以上を踏まえつつ、我が国ユーザーが他国のユーザーよりも充実した特許情報サービスを享受できないということがないように、改めて我が国の公的な特許情報提供サービスの役割を整理する必要がある。

3. 今後の方向性

(1) 基本的な考え方

グローバル化の動きに十分対応しつつ、ITの進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していき、特許情報を広く普及していくための基盤を引き続き整備していくべきである。

特許法等において公開制度が設けられている趣旨は、独占的排他権を付与する代償として新たな技術を公開することにより、重複する研究開発の防止や、既存技術を活用した研究開発などを促進することである。

そのため、特許情報の一般公衆による利用の促進は産業財産権制度の本質に関わる問題であるため、知的財産基本法第20条にも規定されているように、国が産業財産権に関するインフラを整備し、我が国ユーザーへ迅速に情報を提供するために必要な施策を講ずることが求められている。

近年、世界における出願件数の急増からも明らかなように、特許情報は増加の一途を辿っている。企業活動のグローバル化により、我が国ユーザーの知的財産活動も急速にグローバル化しているため、急増する世界の特許情報にも対応した公的な特許情報に関するインフラの整備が必要となっている。

また、J-PlatPatへの刷新前の特許情報サービスであるIPDLの開始に先立つ議論においても、特許情報へのアクセスが困難な中小企業等が容易に特許情報を利用することができる環境を整備し、研究開発等を一層促進する必要があるとの指摘がなされており、この指摘は今日においても同様に当てはまるものである。

このような状況は海外庁も同様であるため、海外庁が特許情報サービスを向上する動きが加速しており、データを収録する国の追加、分析機能の追加、アラート機能の追加、多言語検索への対応など、新たに様々な特許情報サービスが提供され始めている。

このような特許情報を取り巻く環境の変化に留意しつつ、我が国の公的な特許情報サービスを我が国ユーザーに広く提供し、世界最高水準のサービスの提供を目指すべきとの指摘¹⁴を踏まえ、我が国ユーザーの利便性を最大化すべく我が国の公的な特許情報サービスの整備を進めていくべきである。

例えば、特許・実用新案文献の検索環境の整備や提供する一次情報の拡大について、特許庁業務・システム最適化計画¹⁵（平成 25 年 3 月改訂）では、中国・韓国語特許文献の翻訳検索環境の整備、外国文献への対応のための機械翻訳の利用、適切かつ充実した情報をユーザー及び審査官の双方に提供できるよう照会対象文献データベースの一元化、意匠・商標に関する審査・審理関連情報の外部への提供等が掲げられている。これらへの対応として、機械翻訳を利用した外国特許文献の照会・検索ツールである「中韓文献翻訳・検索システム」を平成 27 年 1 月に、「外国特許情報サービス（FOPISER）」を平成 27 年 8 月にそれぞれリリースし、さらに、平成 28 年 2 月に J-PlatPat で照会対象となる文献について庁内外データベースの一元化を進め、テキストデータへのアクセス環境の改善を進めている。今後は、海外庁のドシエ情報を一括して提供するワン・ポータル・ドシエ機能を平成 28 年度中に、我が国の出願に関する情報への固定アドレスサービスの提供、及び、庁内外で一元化したデータベースに全文テキストや分類検索といった基本的な機能を通じてアクセスする環境の整備を平成 29 年度中にリリースを目指して整備を進めていくとともに、機械翻訳のさらなる活用に向けて機械翻訳精度の向上等に向けた取組を引き続き進めていくべきである。さらに、ユーザーに提供する一次情報を拡大していく観点からは、意匠・商標を含めて審査・審理に関する書類情報へ容易にアクセスできる環境の整備を進めていくべきである。

また、国は、保有する正確で基本的な一次情報を無料で民間事業者を提供していくことを原則としつつ、急増する世界の特許情報にも対応する観点から公報や要約について、保有する翻訳文¹⁶等を提供していくことを通じて、民間事業

¹⁴ 産業構造審議会 知的財産分科会 とりまとめ 平成 26 年 2 月

¹⁵ 「特許庁業務・システム最適化計画」は、平成 16 年に策定され、平成 17 年に改訂され、平成 20 年に検索系システム追補版を追加しつつ改訂し、平成 21 年に更に改訂したものを、平成 25 年 3 月の改定により全面的に改訂し、情報発進力の強化とユーザーの利便性向上の観点からは、提供対象データの一元管理と充実化、新たな検索情報提供サービスの推進等を行うもの。

¹⁶ 機械翻訳については、様々な研究が実施されており当面は翻訳精度の向上が期待されることから、公的なサービスにおいては、ユーザーのアクセス時にその場で翻訳を行って翻訳文を提供することを原則とし、バルクでの機械翻訳文の提供を当面は実施しない。ただし、中国・韓国語文献の機械翻訳文については中国・韓国語の全文検索サービスの立ち上げが急務であったため、特許庁から民間事業者へバルクでの提供を開始したことから、当面は機械翻訳文のバルク提供を継続する。

者が高い付加価値を付けたサービスを提供していくための環境を整備し、我が国ユーザーによる一層高度な特許情報の利用を促していくべきである。

そして、公的な特許情報サービスが基本的な特許情報サービスを我が国ユーザーに広く提供していくとともに、民間事業者が高度な特許情報サービスを提供し、それぞれの特許情報サービスが IT の進展等に合わせてサービスを高度化させていくなど、時代により変化していくそれぞれの役割を着実に果たしていくことで、高度化、多様化するユーザーのニーズに今後も応えていくべきである（図 I－18）。

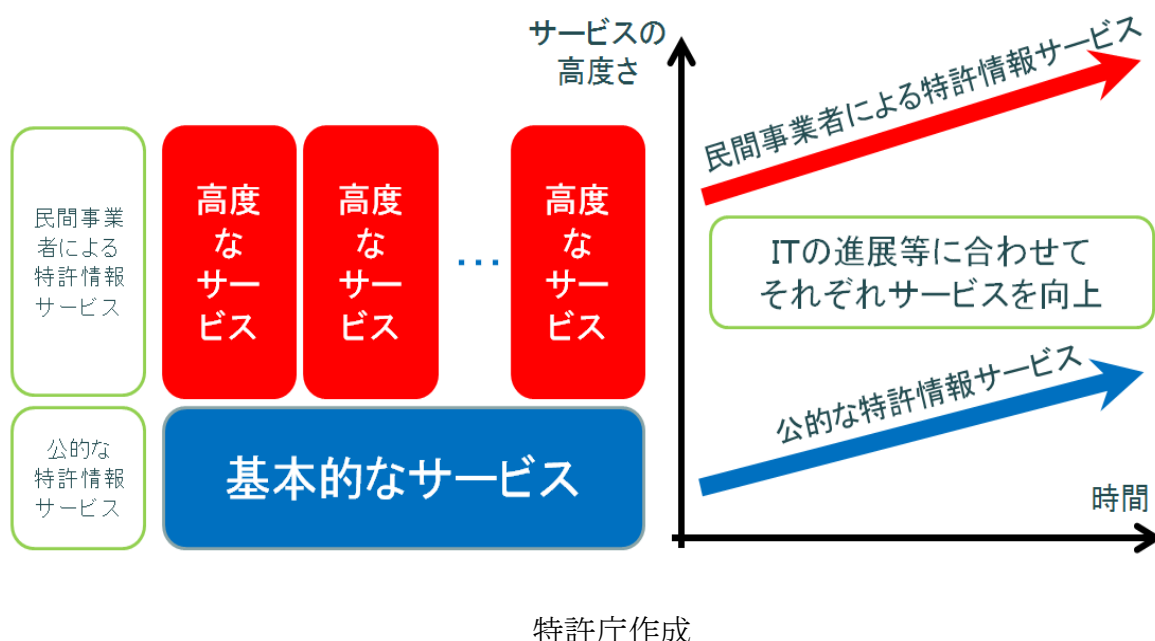


図 I－18 提供する特許情報サービスのイメージ

以上を踏まえつつ、庁外向けの公的な特許情報サービスは、下記（2）海外の出願等を含む出願情報・権利情報の確認のためのサービス、及び、下記（3）我が国の世界最速・最高品質の審査結果の発信のためのサービスに大別されるため、それぞれについて検討する。

（2）出願情報・権利情報の確認のためのサービス

中小企業等を含む我が国ユーザーの研究開発等を促進していくために、急増する世界の特許文献等の検索など、特許情報へのアクセス時における我が国ユーザーの負担を軽減していくべきである。

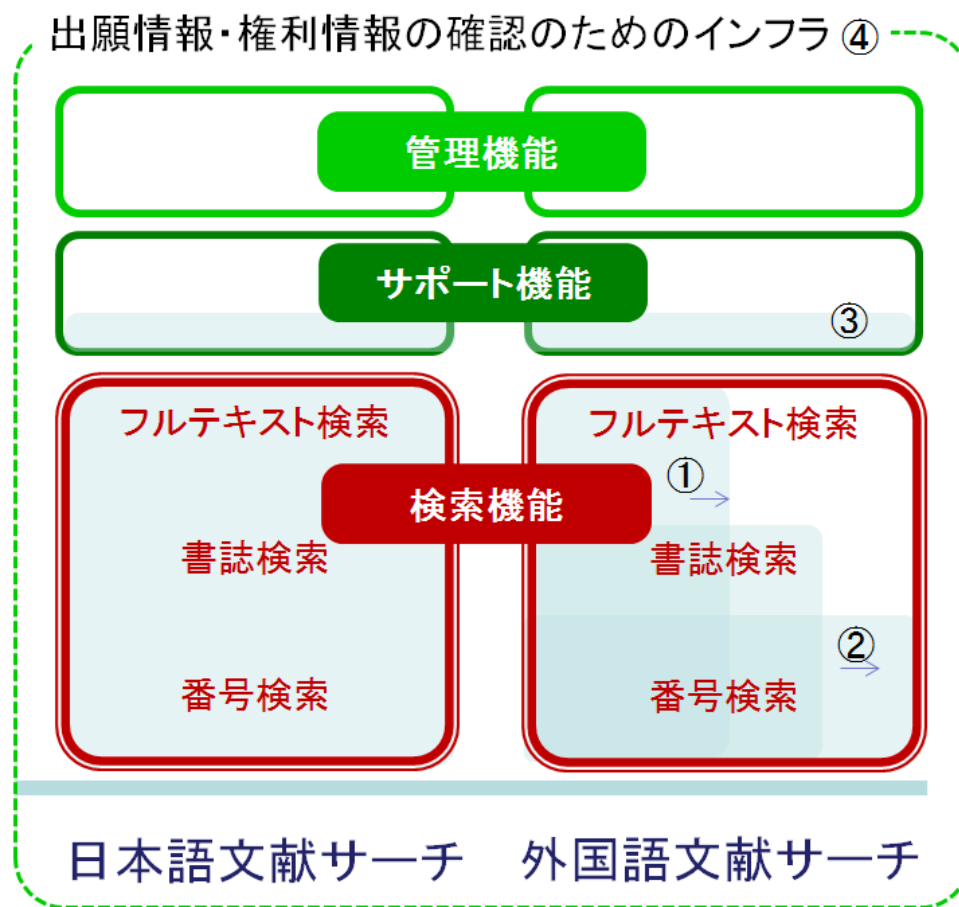
特許庁内の審査官向けの検索データベース（以下「庁内 DB」という。）には先行出願等の調査に必要な文献が蓄積されており、それらはユーザーの調査対象としても重要な文献であることから、庁内 DB に蓄積した国・機関の特許文献等を、著作権や契約上の制約等のない範囲の中で、インターネットを通じて積極的に対外提供していくべきである（図 I－19①）。

また、ユーザーの活動がグローバル化していることに対応するため、我が国企業の進出先として関心の高い国の文献や、日本からの出願が多い海外庁・機関が発行する文献を参照できる環境を整備していく必要がある。そのために、それらの国・機関と特許情報の交換を進めるとともに、海外庁によっては、特許情報を我が国の民間事業者へバルクで提供することを禁じる場合もあることを踏まえて、我が国ユーザーが、これらの国・機関の特許情報に、容易にアクセスできる環境についても整備を進めていくべきである（図 I－19②）。

海外庁の文献は、日本語以外の言語で記載されているため、多くのユーザーにとって内容を理解するために時間を要することから、現在も中国語、韓国語の特許・実用新案文献に対して行っているように、機械翻訳を活用しつつ、日本語でアクセスできる環境の整備を進めていくべきである（図 I－19③）。

世界の出願は、特許、実用新案、意匠、商標のいずれにおいても増加傾向にあり、検索の対象となる文献は急速に増加していることから、我が国ユーザーの検索負担が海外のユーザーよりも大きなものとならないように、IT の進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、ユーザーの要望などを総合的に考慮しつつ、出願情報や権利情報を確認するための基本的な機能を整備していくべきである（図 I－19④）。

なお、これらの整備を進めていく際には、民間事業者において無駄のない投資を行うことが可能となるよう、公的な特許情報サービスに関する今後の計画について、事前に広く周知するよう努めていくべきである。



特許庁作成

図 I - 1 9 出願情報・権利情報の確認のためのサービスの現状

(3) 世界最速・最高品質の審査結果の発信のためのサービス

我が国ユーザーが海外で円滑に権利を取得できるように、我が国の世界最速・最高品質の審査結果を海外庁の審査官等が参酌しやすい環境を整備していくべきである。

我が国ユーザーの海外への出願が増加しており、それらを円滑に権利化していくことが重要となる。我が国では世界最速・最高品質の審査の実現に向けて各種の取組を進めており、必要なケースにおいて日本における審査結果が対応する海外の出願の審査において参酌されれば、多くの出願について海外における権利の円滑な取得に寄与することとなる。それを促進するため、我が国の世

界最速・最高品質の審査結果を海外庁の審査官等が参酌しやすい環境を整備していくことが必要となる。

審査結果の発信にあたっては、海外庁も類似のサービスを実施していることを踏まえて、我が国から審査結果を提供するサイトにおいては、海外庁の審査結果も一括して表示する環境を構築するとともに、審査書類のみではなく、審査結果を理解するために必要な情報（引用文献、法律、審査基準等）を提供するなど、新興国も含めた海外庁の審査官等が日本の審査結果を参照しやすいツールとするために必要な機能を積極的に搭載して、世界最高の利便性を実現して審査結果に関するポータルサイトの位置付けを目指していくべきである。

また、我が国の審査結果を利用する際には、通常、機械翻訳を介する必要があるが、海外庁の審査官等が我が国の審査結果（審査書類＋引用文献等）を参照しやすいよう機械翻訳の取組を強化し、高精度な機械翻訳文を提供することにより、我が国の審査結果の利用を促進していくべきである。

II 法的検討も要する公報のあり方

1. 公報発行を巡る現状等

1. 1 経緯

(1) 公報発行関連規定の変遷

最初に発行した公報は明治 20 年の訓令により発行した「商標公報」であるとされている。その後、明治 21 年に特許条例において特許発明明細書及び特許公報の印刷発行が法律に定められた（なお、当時は「特許公報」のほかに「特許発明明細書」も発行されていた。）¹⁷。

その後、大正 10 年法では、特許に関し異議申立て制度¹⁸、及びそれに伴い公告制度（特許法第 73 条）が導入された。当該制度において、審査官は出願の拒絶の理由を発見しないときは出願公告をなすべきものと決定すべきこととされ、出願公告の決定があったときは出願年月日、発明者の氏名、出願人の氏名（名称）、住所及び出願の要旨を特許局が特許公報に掲載して出願公告をなすべきものとされた。また、特許局は出願公告と同時に出願書類及びその付属物件を公衆の閲覧に供すべきこととされた。

従前からの公衆への提供情報を引き継ぐ形で昭和 34 年法において、特許公報、登録実用新案公報、意匠公報、商標公報の発行が法律上定められるとともに、商標法においても公告制度が導入された¹⁹。

その後、昭和 45 年法では、「審査遅延により、出願された発明の内容が長期間公表されず、そのため、企業活動を不安定にし、また重複研究、重複投資を招いているという弊害を除去すること」を目的として、特許における公開制度が導入され、公開公報が発行されることとなった²⁰。当該公開制度は、出願公開後の補償金請求権（特許法第 65 条 1 項）等の法的効果を有している。

¹⁷ 意匠に関しては、独立した意匠公報の発行は昭和 8 年法からであるが、それまでは「特許公報」等に意匠登録の内容等が掲載されて発行されていた。

¹⁸ 「特許される出願に対し第三者に異議を申立てる機会を与えるために、出願公告制度及び異議申立て制度が採用された。（略）出願公告があったときは何人といえども出願公告の日から 2 ヶ月以内に特許局に理由を記載した異議申立書を提出することにより特許異議の申立てが出来ることとし、また利害関係人は特許異議の決定があるまでその特許異議に参加できることとして公衆審査制度を取り入れることとした。」（特許庁編『工業所有権制度百年史上巻』（発明協会、昭和 59 年））

¹⁹ 公告制度は、（権利付与前の）異議申立制度廃止にあわせ、特許については平成 6 年法、商標の公告制度廃止は平成 8 年法において廃止されている。

²⁰ 商標に関しては、平成 11 年法により、商標登録出願から設定登録までの間の第三者の不正使用に対する金銭的請求権（商標法第 13 条の 2）の導入に伴い、出願公開制度が導入された。

また、PCT 加盟に伴い、昭和 53 年法で国内公表が法定化され、公表特許公報を発行することとなる。更に、平成 26 年法により、特許異議申立制度が導入されたことに伴い、特許異議の申立てが公報の掲載項目とされた。以上のとおり、新たな制度導入等に伴い、必要な事項については公報を発行して対応するための法改正がなされている。

（２）住所掲載規定の変遷

住所については、法律上の掲載事項として明記されていない時期もあったものの、明治以降の各公報等において、権利者氏名とともに原則公開されている。すなわち、権利の公示に関連する情報として、公衆が権利者の住所を把握することが可能な状況にあった。

現行規定の基礎を築いたのは、昭和 34 年法であるが、公告段階及び登録段階では出願人の住所や特許の発明者の住所等が掲載事項として明記され、その後の法改正においても、権利の公示を目的とした登録系公報においては、権利者及び発明者等の住所の公報への掲載が法律上明記されている²¹。

また、出願情報の公開を目的とした公開系公報については、前述のとおり昭和 45 年法において、特許・実用新案に関し出願公開制度が導入されたが、その際出願人及び発明者の「住所又は居所」が公報掲載事項（特許法第 64 条）となり、現在に引き継がれている。商標においても、平成 11 年法に基づく公開公報発行開始時から現在に至るまで出願人の住所又は居所が掲載されている。

1. 2 特許情報の提供及び利用の現状

「情報の提供」及び「情報の利用」の 2 つの視点から整理すると以下のとおりである。

1. 2. 1 公報の発行等情報提供の側面からみた現状

（１）公報発行

現在、特許庁においては特許法等の規定に基づき、公報をインターネットを通じて電子ファイルとして何人にも無償で提供している。

法令上は、四法別にそれぞれ特許公報、登録実用新案公報、意匠公報、

²¹ 大正 10 年法と昭和 34 年法を比較した場合、大正 10 年法では発明者の住所の掲載は法定事項ではなかったが、昭和 34 年法では発明者の住所が法定事項となっている。この点については、特許庁編『新工業所有権法逐条解説（昭和 34 年）』（発明協会、昭和 34 年）では、「従前運用において行ってきたことを規定したまでのもの」と記載されている（第 125 頁）。

商標公報のみが規定され、これに必要な内容を掲載して発行することとされている。しかし、各根拠条文に規定される内容が多様であるため、ユーザーの情報入手の利便性等に鑑み、公報に掲載する内容に応じた法律上の名称とは異なる公報名称を付して対応しているのが実態である。

①発行の現状

各公報は、原則として公開公報（特許）は毎週木曜日、特許公報は毎週水曜日、登録実用新案公報は毎週木曜日、意匠公報は毎週月曜日、商標公報は毎週火曜日、公開商標公報は毎週木曜日に発行されており、審決公報、その他の特許庁公報は月1回発行している。なお、現在発行している主な公報については図 II-1 のとおりであり、平成27年4月以降は全てインターネットで発行している。

公報名称	収録公報種別	発行頻度	根拠法令
公開公報	公開特許公報・公表特許公報 再公表特許・公開実用新案公報	原則週1回(木)発行	(特)第64条 第193条第2項3号 第184条の9第1～3項、第7項 等
特許・実用新案公報	特許公報 実用新案登録公報	原則週1回(水)発行	(特)第66条第3項、 特許法施行規則第29条
登録実用新案公報	登録実用新案公報	原則週1回(木)発行	(実)第14条第3項 第14条の2第12項
意匠公報	意匠公報 協議不成立意匠出願公報	原則週1回(月)発行	(意)第20条第3項、 第20条第4項、 第66条第3項 等
商標・商標書換登録公報	商標公報 商標書換登録公報	原則週1回(火)発行	(商)第18条第3項 附則第12条第4項
公開・国際商標公報	公開商標公報 公開国際商標公報・国際商標公報	原則週1回(木)発行	(商)第12条の2第1～2項、 第75条第2項第3号 等
審決公報	審決公報・決定公報・再審公報 判決公報・判定公報	原則月1回 最終(金)発行	(特)第193条第2項 (実)第53条第1～2項 (意)第66条第2項第2号、同第4号 (商)第75条第2項第6～7号 等
特許庁公報	審査請求・技術評価書請求リスト 特許・実用新案拒絶査定、出願放棄・取下・ 却下リスト 商標拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト 商標目録 公示号	原則月1回発行 (「商標拒絶査定出願 放棄・取下・却下リス ト」は原則3月毎に1 回発行)	(特)第48条の5第1項、第67条の2第6項、 第193条第2項 (実)第13条第1項 (意)第68条第5項、第66条第2項1～3号 (商)第23条第3項、第77条第5項、 第75条第2項第4号 等

* 根拠法令における各記号（特）：特許法、（実）：実用新案法、（意）：意匠法、（商）：商標法

図 II-1 発行している主な公報一覧

②公報として情報提供すべき内容に関する規定

各国特許庁が発行する公報に関する国際ルールとしては、パリ条約第 12 条²²が掲げられる。同条によれば「定期的な公報」を発行することを求めるとともに、これに掲載して公示する最低限の内容として、1) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示、2) 登録された商標の複製が求められている。また、公報への掲載は求められていないものの、発明者には発明者名誉権（パリ条約第 4 条の 3²³）がある旨明記されている²⁴。

国内法においては、パリ条約上義務づけられている事項のみならず、「出願情報の公開」と「権利の公示」の観点から多様な情報を盛り込んでいる。

また、個人情報については、特許庁は、特許法等に基づき、発明者及び出願人の氏名、住所等の情報を取得している。また、これらの個人情報は特許法第 64 条等に基づき、公報において公開すべき項目と定められており、公報等を通じて公開されることとなる。そのため、特許庁ホームページにおいて、個人情報の利用目的を明示²⁵している。なお、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、行政機関が個人情報ファイルを保有した場合には、一部の例外を除き、帳簿を公表しなければならないこととされていることから、総務省が作成している個人情報ファイル簿にも登録している。

²² パリ条約第 12 条 (1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。

(2) (1) の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを規則的に公示する。

(a) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示

(b) 登録された商標の複製

²³ パリ条約第 4 条の 3 発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

²⁴ 日本においては、現在、発明者の氏名及び住所又は居所を特許公報及び特許証（特許法第 28 条）に掲載している。しかし、各国の運用をみる限り、発明者の住所までを掲載することは国際スタンダードとなっているものではない。また、「パリ条約講話 第 12 版」（発明推進協会、平成 14 年）第 241 頁）でも、「発明の保護に関し、発明者である被用者に関して生ずる実際上の問題において発明者の利益のため、発明者の氏名が特許証に表示されるという人格権を認めたもの」と記述されていることから、氏名の掲載が重要である。

²⁵ 特許庁 HP には、出願に係る個人情報の利用目的として、「特許庁が保有する個人情報は、特許法等の規定に基づいて、産業財産権の審査・審判・登録に関する事務に利用される他、公報に掲載される情報、閲覧可能な書類に含まれる情報及びその他産業財産権関連情報として、インターネットを含む様々な媒体を通じて提供され、民間部門において利用されます。」と記載されている。

（２）その他の情報提供について

①法律に基づく情報提供

公報以外の形式による、特許庁からの対外的な情報提供手段として、特許法第 186 条等に規定される閲覧制度がある。当該制度においては、「誰でも一定の手数料を納付すれば特許に関する証明等の請求をすることができる」²⁶とされている。具体的には、1)特許庁へ提出等された書類（出願書類、審判請求書等の審判書類、登録申請書等）、2)特許庁が発送した書類（補正指令書、拒絶理由通知書、審決書等）、3)庁内書類の一部（面接記録、早期審査報告書等）、4)登録原簿（特許権等の設定、移転、消滅、質権の設定等を登録する書類）を誰でも閲覧し又は証明の交付を受けることができる。なお、書類の閲覧又は証明の交付を受けるには全て手数料が必要である²⁷。

公報に掲載された情報は、あくまで公報発行時点の情報であり、住所の変更などのその後の変更には対応していないのに対して、閲覧制度を利用した場合に得られる情報は、その時点の最新の情報が入手できる。そのため、最新の住所等の情報を取得するためには特許法第 186 条等に規定される閲覧制度を利用し情報を入手する必要がある。

② その他の情報提供

特許庁は、特許情報の利用を促進するために、公報により発行された情報やこれを補完する情報を、INPIT や民間事業者にもデータとして提供している。具体的には、特許庁から民間事業者に対して提供している「整理標準化データ」や、INPIT が J-PlatPat において提供している「審査書類情報照会」、「経過情報照会」等の照会・検索サービスがある。この照会・検索サービスについては、各種情報を比較的容易に確認することができ、その利便性が高いことから、我が国では容易に特許情報を確認するための手段として有効に活用されている。

²⁶ 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕」（発明推進協会，平成 24 年）第 561 頁

²⁷ 手数料について、例えば「ファイル記録事項の閲覧請求」はオンライン 600 円・書面（窓口）900 円、及び「ファイル記録事項記載書類の交付」はオンライン 1,000 円・書面 1,300 円となっている。

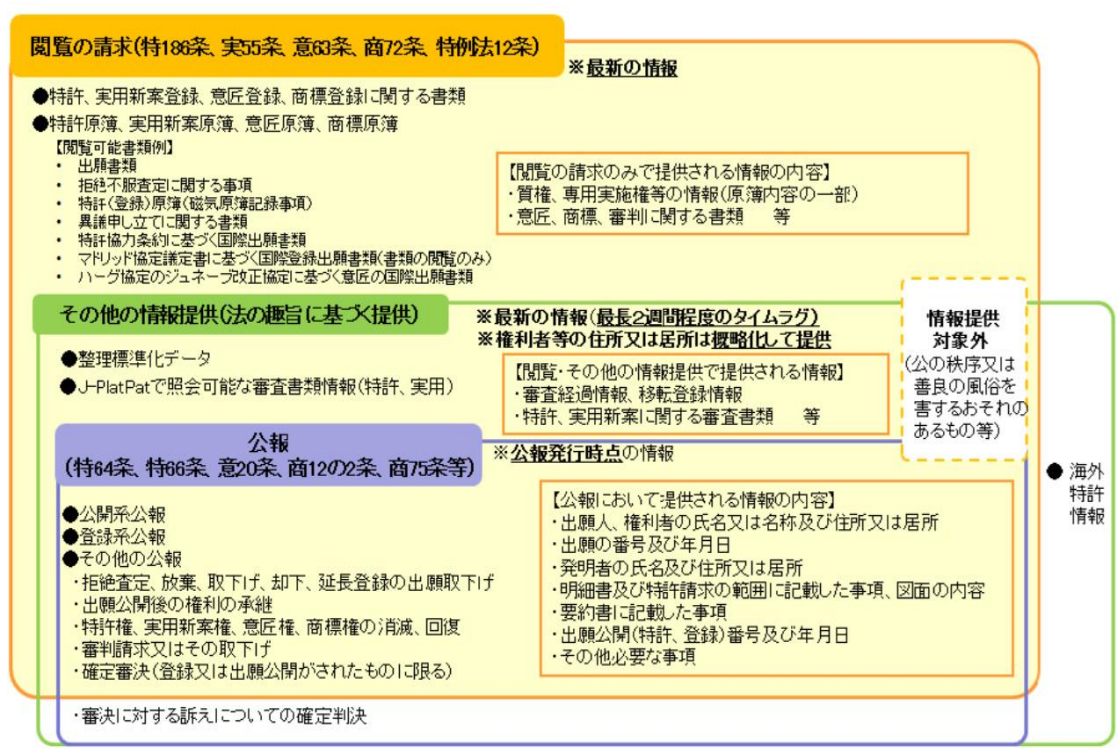


図 II-2 情報提供の比較 (提供内容)

種類	費用	提供方法
閲覧の請求	有料	オンラインまたは書面での請求に基づき提供
公報	無料	インターネットによる提供(ユーザーの請求手続き不要)
その他の情報提供	無料	インターネットによる提供(ユーザーの請求手続き不要)・外国庁とのデータ交換 等

図 II-3 情報提供の比較 (提供方法)

1. 2. 2 公報に掲載された情報の利用形態の側面からみた現状

(1) 特許情報全般の活用

一般的には、インターネット公報により発行される「公報」をもとにした公報情報を検索できるインターネットサービス(J-PlatPat やデータベース提供業者によるオンライン検索サービスなど)を通じ、主として以下のように利用されている。

① 公開系公報による出願内容の確認

重複出願や重複研究等の回避、また最新の技術情報を把握し、新技術の研究や新事業への展開・創作の参考とすることなどが可能。

② 登録系公報による権利内容の確認

権利者が取得した権利範囲を第三者に明示することにより、ライセンス等の権利の活用の促進などが可能。利用者の立場からは、これらの情報を上手く活用することで効果的に研究等に投資をすることや権利侵害を予防することが可能。

(2) 特許公報に掲載されている個人情報の活用

ユーザーや民間事業者に対するヒアリングやアンケート調査においては、以下①～③のような場面で、個人情報を活用していることが明らかとなっている。

なお、アンケート調査²⁸の速報結果によれば、公報に掲載されている住所の利用頻度については、「利用したことがない」と約 8 割が回答しており最も多い結果となっている（図 II-4）。更に「利用したことがある」と回答した者の利用頻度は「数年に 1 回」との回答が多く、利用頻度は少ない²⁹。また、利用目的として最も多いのは「特定の発明者・出願人を抽出するため」となっており、ライセンスや権利買い取りのための接触に用いるケースは少ない（図 II-5）。

① 権利の所在の確認

設定登録により権利が発生する特許権等は、他人による実施を排除し、許可なく実施又は使用をした者に対して行為の差止や損害賠償を請求することができるなどの効力を有する権利である。そのため、何らかの形で、第三者が権利の所在を確認するための手当が必要である。

更に、特許出願が公開されると、特許出願人は、他人による発明に対して補償金請求権を有することになる。また、出願公開以降、特に権利化後において、自社の製品が他者の権利の実施に当たる場合又はその可能性がある場合には、出願人や権利者に連絡をして、ライセンスの許諾を求めることが可能となる。

²⁸ 特許庁が出願人（2013 年の出願件数の多かった出願人のうち、大企業：400 者、中小企業：135 者、大学：50 者、公的研究機関：15 者、個人：100 者を無作為抽出）に対してアンケートを送付することにより実施した「平成 27 年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」（特許庁）

²⁹ 代理人（弁理士）においては、商標法との関係で拒絶理由で引用された商標権者との調整や 4 条 1 項 11 号との関係で出願人の住所表記を確認する等の場面で、住所情報を利用しているケースもみられる。

② 出願又は権利の、拒絶理由又は無効理由等の確認

出願人、発明者の氏名等は、出願又は権利が、拒絶理由又は無効理由（冒認出願³⁰、拡大された先願の地位（特許法第 29 条の 2）、先後願（特許法第 39 条）等）を有するか否かを確認するために必要となる場合がある。そのため、出願・審査請求前の調査、特許庁への情報提供、無効審判請求等のために重要な役割を果たしている。

③ 各種調査・分析のための活用

大学等の研究者や民間企業においては、出願・権利内容と出願人名や発明者名等とを関連づけた調査（「技術動向調査」や「特許マップ作成」を含む。）を実施し、技術力・知財力の比較検討などの統計調査に利用することがある。また、民間企業においては、上記①及び②の利用方法に加え、他者（発明者を含む。）の出願・権利化戦略の分析のための情報として個人情報を活用することがある。

このような活用方法は、国の経済産業政策の立案や企業等における知財戦略の立案（効率的な出願や知財管理を含む。）に資するものである。しかし、住所の番地に関する情報までを利用せずとも、目的を達成できる場合が多い。

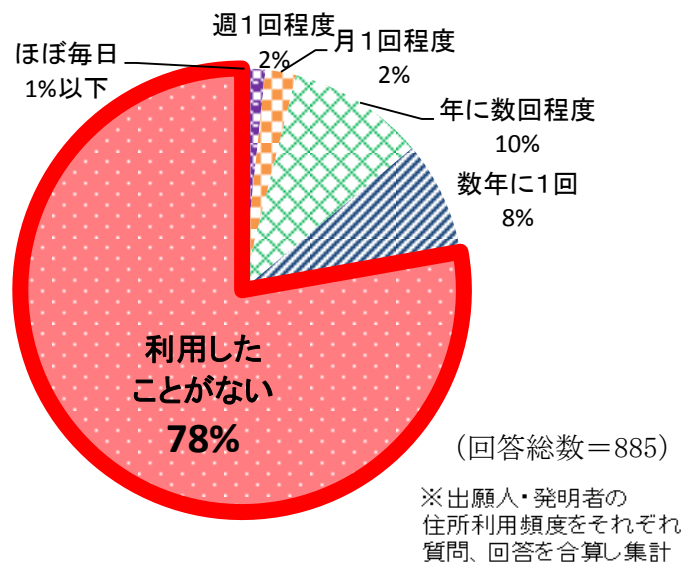


図 II－4 公報に掲載される住所の利用頻度アンケート結果（速報値）

³⁰ その発明について特許を受ける権利を有していない者が特許出願人である出願のこと（特許法第 49 条第 7 号）。

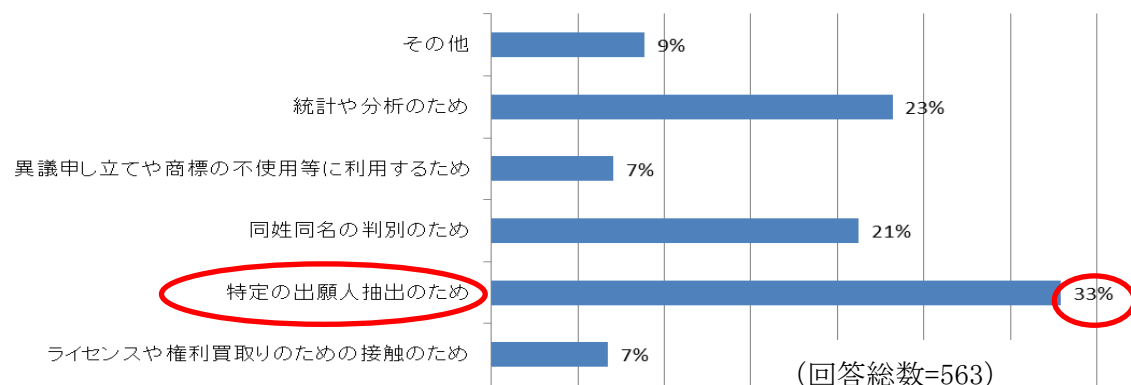


図 II－5 公報に掲載される住所の利用目的アンケート結果（速報値）

2. 課題

上記1. に述べたとおり、公報を巡る歴史は長く、出願や権利に関して必要な事項を一般公衆に提供してきたところである。氏名、住所等の個人情報についても独占的排他権である産業財産権の権利主体の所在を特定する等の視点から従前より掲載されてきた。

しかしながら、昨今のインターネットの爆発的普及により情報の入手と拡散が、全国的・全世界的に行われる現状に鑑み、公報として提供している情報について、個人情報の保護や、必要な情報へのアクセス手段の確保・国際ルールとの整合性等に留意しつつ、今日的なあり方の検討が必要となっている。

現時点における公報に関する法的な観点からも検討を要する課題としては、2点（（1）公報における住所掲載のあり方、（2）公報における情報提供のあり方）があげられる。

（1）公報における住所掲載

特許庁が発行する公報において、権利の公示に関連する情報として、明治以降の各公報等において、権利者氏名とともに住所が原則公開されていることは前述のとおりである。

しかしながら、インターネットの普及により公報入手の利便性が向上した中で個人情報保護を求める声が高まっており、公報等における個人情報の掲載に関し問い合わせも寄せられている（図 II－6）。なお、アンケート調査³¹の速報結果によれば、公報に住所が掲載されることについて、約 1/4 の回

³¹特許庁が出願人（2013 年の出願件数の多かった出願人のうち、大企業：400 者、中小企業：135 者、大学：50 者、公的研究機関：15 者、個人：100 者を無作為抽出）に対してアンケ

答者が「(DM 送付等の) 影響があった」と回答している (図 II-7)。また、インターネット版「官報」をはじめとして、国や関連機関がインターネットにて情報提供する大規模な個人情報を持つサービスにおいても、無料で個人名から住所等の個人情報を過去の情報も含めて網羅的に検索できるサービスはほぼ存しない³²状況である。

諸外国の動向 (図 II-8) についても、個人情報への配慮等の理由から、公報に掲載している住所は概略化されている国が多い。

これらの状況を踏まえ、個人情報の保護の観点から公報に掲載する住所の情報について見直しが必要ではないか。

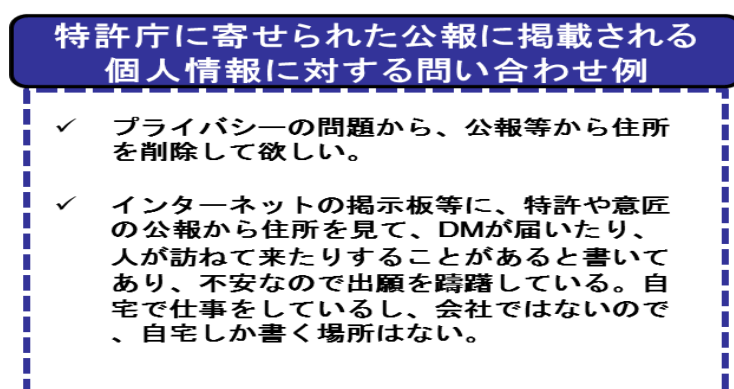


図 II-6 公報に掲載される個人情報に対する問い合わせ例

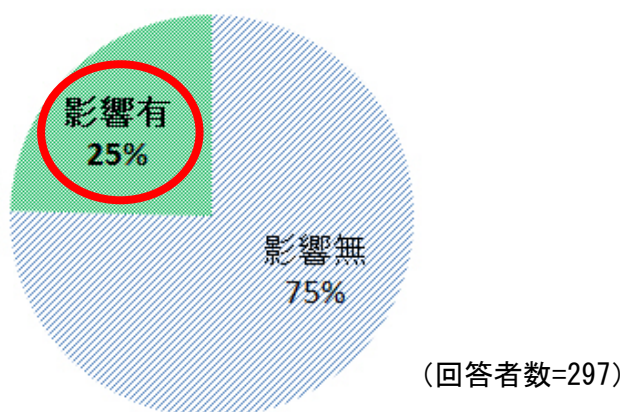


図 II-7 公報に住所が掲載されることの影響に関するアンケート結果 (速報値)

トを送付することにより実施した「平成 27 年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」(特許庁)

³² 官報情報については、破産事件における債務者の情報や日本国への帰化が許可された者の情報等が掲載されており、掲載日から 30 日間が無料であるが、その後は利用申込みを行い ID/パスワードを入手した者のみが有料で入手できる (独立行政法人国立印刷局)。また、登記情報については、不動産所有者の情報等が含まれるが、有料での利用となる (一般財団法人民事法務協会)。

	特許	実用新案	意匠	商標
日本	全て (特66条)	全て (実14条)	全て (意20条)	全て (商18条)
米国	概略	(※1)	概略	全て
欧州(※2)	概略	(※1)	全て	全て
韓国	選択制	選択制	選択制	選択制
中国(※3)	全て	全て	全て	全て
ドイツ	概略	概略	概略(※4)	概略(※4)

※1 米国、欧州には実用新案制度が存在しない。

※2 欧州について、特許は「欧州特許庁(EPO)」、意匠・商標は「欧州共同体商標意匠庁(OHIM)」がそれぞれ所管している。

※3 中国について、特許・実用新案・意匠は「中国国家知識産権局(SIPO)」、商標は「中国国家工商行政管理総局(SAIC)」がそれぞれ所管している。

※4 ドイツ特許庁の発行する意匠、商標の公報においては、権利者の住所は概略掲載されるが、他に「連絡先」(代理人も可)の住所の全てが掲載される。

図 II－8 諸外国の公報における住所掲載の状況

(2) 公報における情報提供

公報に掲載すべき事項に関し国際ルールとして義務づけられているのは、パリ条約第 12 条により定められている事項（「特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示」及び「登録された商標の複製」）である。日本においては、これに加え①「出願情報」を一般に提供することで重複投資を防止し効率的な投資を促す「出願の公開」³³、及び②各権利の範囲を示す「権利情報」を一般に提供することで紛争の回避に資するとともにその活用を促す「権利の公示」の 2 点を主な目的として、公報が発行されている。

しかしながら、実際に発行されている公報の中には、「公開系公報」や「登録系公報」以外に拒絶査定リストなど出願の公開や権利の公示よりも経過情報を提供する役割を果たしている公報や、法律上公報の発行が求められていない情報を掲載している公報³⁴など³⁵が存在する（図 II－9）。

³³ 出願系公報を巡る情報や今後のあり方に関しては、特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「出願公開制度に関する調査研究報告書」（一般社団法人知的財産研究所、平成 27 年）参照。

³⁴ 例えば、①日本語でされた国際特許出願に係る情報（特許法第 184 条の 9 第 5 項関連）、②出願公開前に特許掲載公報が発行された出願に係る情報（特許法第 64 条関連）、③判定結果（特許法第 71 条等）については、法的義務はないが利用者の利便性に配慮し、公報に

これらの公報については、インターネットでの特許情報の利用が一般化した現状等に鑑み、効率的かつ効果的な情報提供手法を検討する必要がある。あわせて、整理標準化データのように法の趣旨に基づき民間事業者に提供されている情報の取り扱いについても、再度情報提供の考え方を整理することも重要である。

法区分	公開系公報	登録系公報	その他公報
特 許	公開公報	特許公報	審決公報 審査請求リスト(特許) 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(特許) 公示号
実用新案	登録実用新案公報		審決公報 技術評価書請求リスト(実用新案) 公示号
意 匠	—	意匠公報	審決公報 協議不成立意匠出願公報 公示号
商 標	公開・公開国際商標公報	商標公報	審決公報 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(商標) 商標目録 公示号

図 II－9 四法と主な情報区分との関係

3. 今後の方向性

(1) 基本的な考え方

2つの課題(「公報における住所掲載のあり方」「公報における情報提供のあり方」)の検討にあたっては、「(公報として情報提供する) 必要性和法律上の意義(国際ルールを含む。」「情報を活用するユーザーの利便性の確保」、「(インターネットの普及に伴い) 情報へのアクセスが容易になったことによる弊害」などの視点を踏まえるべきである。また、今後の方向性として示す内容の中には、法的な手当が必要な内容も含まれるが、対応可能なものから順次実現に向けた措置を講じていくべきである。

掲載されている。

³⁵ 公開系公報や登録系公報に法定代理人名を掲載することについて、特許法等に明示的に定められてはならず、それが公報に掲載されることで出願人が未成年者であることなどが明らかになる旨の弊害について、個人情報保護の視点から指摘を受けている。

（２）公報における住所掲載のあり方

インターネットの普及による公報入手の利便性が向上した中で個人情報の保護を強化する必要性が高まっていることに鑑み、公報に掲載する住所を概略化すべきである³⁶。

これは、前記２．で述べた個人情報に関する問い合わせや懸念が存在すること、他の行政機関の情報提供や他国の情報提供の状況に鑑みても妥当なものとする。また、①仮に住所を概略化しても、前述の閲覧制度等によって住所の全表記を含めた権利の公示が可能であり、また、国際条約等との関係でも問題は生じないこと、②１．２．１（２）に記載した利用目的に照らしても、第三者がライセンスを受けたい場合の連絡先情報は閲覧制度等を活用して最新の情報を入手することが通例であり、また、各種調査・分析を目的に使用する場合には、住所の全表記までを必要とするケースは少ないことから、妥当性を有するものである。

①概略表記の対象

公報に掲載される個人の住所³⁷のみを対象として公報における住所表記の概略化を行うべきである。

今回の検討の契機の１つは、個人情報についての悪用やその懸念についての問い合わせが少なくないことであり、住所掲載による弊害が生じているのはあくまで個人である。その点、個人情報保護法制が、「個人」に関する情報を保護対象としていることとも整合しており、正当性がある。

また、事業者であっても、個人事業主の場合には、個人と同様に、プライバシーなどへの懸念が生じ得る。しかし、特許出願等の手続にあたっては「個人名」でなされるため、概略表記の場合には個人と同様に取り扱うこととなる。なお、法人については、会社法等に基づき、所在地を含む商業・法人登記が必要となり、これを誰でも閲覧可能であるという点からも、概略表記としないことについて合理性がある。

³⁶ なお、公報における住所表記を概略化するためには法律改正が必要であり、既に発行した公報の事後的な変更には慎重であるべきことから、過去に発行した公報に掲載した住所への対応は想定していない。

³⁷ 出願人・権利者、発明者等、公報に住所を掲載される者の全ての個人を想定している。

②出願人・権利者等の住所の概略表記方法

住所の概略表記にあたり、具体的に住所のどこまでを表記するかについては、個人情報保護の視点の他、情報の利用実態等も勘案しつつ決定すべきである。特に、「出願人・権利者」と「発明者等の公報に住所が掲載される他の主体」とは、住所の概略表記の際の情報量を異ならせることも検討すべきである。

「出願人・権利者」については、法律的にみると、「権利者」は、独占的排他権としての特許権等を保有し、差止請求権（特許法第 100 条等）等を有している。「出願人」についても、出願公開後（公開公報発行後）の補償金請求権（特許法第 65 条）等の権利を有する。そのため、「出願人・権利者」については、発明者等よりは情報量の多い概略表記とすること（例えば、発明者等を都道府県までとし出願人・権利者は市町村までとすること等）も一案である。

また、実務上は、ライセンス等を行うためのコンタクト先情報を獲得するための情報として利用されるケース、及び特定の出願人の出願を抽出するため等に住所が利用されるケースもある。しかし、前者については、公報に掲載される住所は、あくまでも公報発行時点の内容であるため、最終的には書類の閲覧等により最新の住所が確認されることが一般的であり、また、後者については住所を全表記しなくても目的を達することができるの実態もあることから、公報に掲載する住所の概略化による実務的影響は最小限とすることが可能である。

なお、具体的な概略方法については、個人情報の保護の視点、情報利用者による出願人等の同一性の特定に関する視点、公報としての統一性に関する視点³⁸を勘案しつつ、一方で公報に掲載される住所の情報を活用する場合の利便性や各公報の有する法的効果にも留意し、公報に住所を「全く表記しない」、「都道府県名まで表記する」、「市町村名まで表記する」等については、住所が海外の場合の対応も含め、特許庁において検討を行い決定すべきである。

³⁸ 海外の住所の概略表記に関しては、他国の公報をみると、掲載されている住居の表示レベルにはばらつきがみられる。

③概略表記に伴う関連施策の強化

ライセンス等の権利活用を促進することは、特許法の法目的（第 1 条）にもある「発明の」「利用を図る」観点からも重要であるため、住所概略化に伴い、権利の活用に関連する施策の周知活動強化や利用に向けた利便性向上策の検討を行うべきである。

具体的には、ライセンスについては、①ライセンサーとなる権利者の立場からは、特許をライセンスする意思を表明するための手段が必要であり、また、②ライセンシーとなる第三者の立場からは、最新の連絡先を入手する手段が必要となる。前者については、開放特許情報データベース³⁹等の活用、後者については閲覧制度が活用可能である。しかし、住所が概略化された場合には、必要な権利者及び利用者双方に対する利用を促すための手当が必要となる。その際、一定の条件の下で閲覧費用を無料化する等の対応も検討するべきであるとの指摘があった点に留意すべきである。

なお、公報発行前に個人による選択制を導入すべきか否かについても検討を行った。しかしながら、1)出願時点において住所が全表記されることによる個人情報上の弊害を予見することは難しく、出願人の選択ミス等があった場合においては、住所の全表記が掲載されることによる弊害を完全に除去できないこと、2)公報は、発行時点において、日付と内容を確定する機能を有していると考えられるため、事後的に変更することについては慎重にすべきであることを考慮し、公報における住所掲載に関しては一律に明確なルールを構築する対応を基本とし、むしろ関連する施策の活用を促進すべきとの結論に至ったものである。

（３）公報における情報提供のあり方

今後、公報として発行すべき情報を特許庁で精査すべきである。

公報として発行することが法律で明記されている情報には、紙媒体で発行していた時代には情報を入手する手段が限定的であったために公報として情報提供することが必要であった情報も含まれている。しかし、現在は、

³⁹ インターネット上で、企業、大学、研究機関等の開放特許を一括して検索できる無料の情報サービス。直接コンタクトを可能とするよう連絡先（例：住所、電話番号、E-mail）も明記されているが、個人については個人情報保護の観点から連絡先の掲載は任意としている（本人の意志により掲載したい者のみ連絡先を掲載）。

<http://plidb.inpit.go.jp/PDDb/Service/PDDbService>

審査経過情報などの特許庁保有のデータは、整理標準化データとして無料で提供されており、J-PlatPat のみならずインターネット上の情報提供サービスを利用して迅速に情報を照会することが可能である。そのため、現在発行されている公報に掲載されている情報について「出願の公開」や「権利の公示」といった公報発行の目的などにも照らしつつ、公報として提供する情報を時代に即したものに精査すべきである。

精査にあたっては、法的必要性を含めて、公報として発行されている情報の今日的な意義、法的効果、利用実態などを分析した上で、進めるべきである。また、法律で明記されていない情報は公報以外の手段で必要な情報を提供する方向で検討すべきである。

なお、現在提供している情報を公報に掲載しないこととする場合でも、ユーザーに提供する情報量は低減しないことが原則であることを明らかにしつつ、出願人・権利者又は第三者の利便性や柔軟性の高い手法で迅速に情報提供していくべきである。

III 中小企業への情報普及施策のあり方

1. 中小企業と特許情報に関する現状

中小企業の特許情報の活用実態及びこれまで講じてきた関連施策（普及啓発・活用施策）について、最初に整理する。

1. 1 中小企業における特許情報の活用の現状

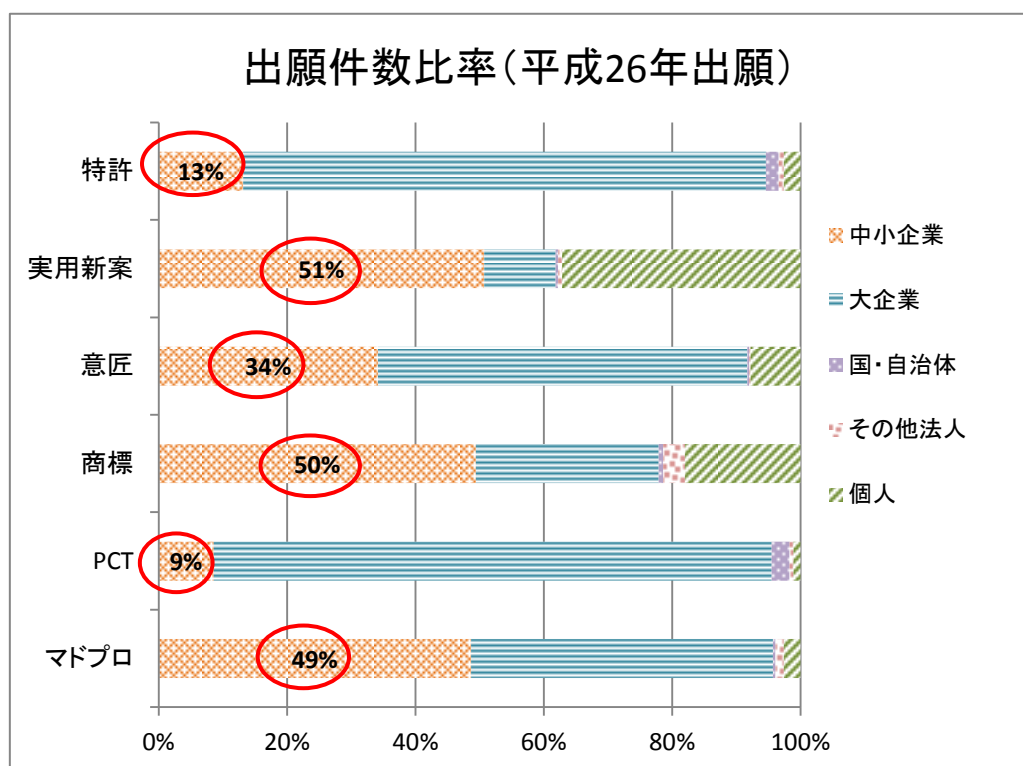
内国人に占める中小企業の特許出願は、平成 23 年以降増加傾向⁴⁰にあるものの出願件数でみれば 13%にすぎず、中小企業数 385 万社が日本の企業全体の 99.7%を占めていることからみても、中小企業における知財活用はまだまだ低調である。また、意匠出願、商標出願を見ると、中小企業の占める割合が意匠 34%、商標 50%と特許出願よりも高くなっているものの、企業数などを踏まえると必ずしも高いとはいえない（図 III-1）。出願の視点からみると、産業財産権に関心のある中小企業が少なく、知的財産制度の意義や知的財産の重要性についても認識が低い、更に特許情報活用の視点からみても経営上の重要性・必要性について気付いていないことを示している。

その一方で、特許情報を利用して研究開発の方向性決定、商品開発に係る課題解決の検討、他人の権利調査による侵害の未然防止等、様々な事業活動で有効活用を図り、企業経営に貢献している事例⁴¹も見られる。国際市場においてニッチな分野で高いシェアを確保している企業の中には、大企業よりも高い知財意識を有している経営者も少なくないとの指摘もある。

いずれにせよ、特許情報は、中小企業においても、事業戦略の策定から商品化、更には他人の権利調査に至るまで様々な事業活動において活用することができる重要な情報であり、また、他者の権利情報を確認した上で自社の事業を安定的に実施することは、知財活動の出発点であるが、総じてみるとまだまだ現在十分に活用されていないのが現状である。

⁴⁰ 内国人に占める中小企業の特許出願件数の割合は、平成 24 年 11%、平成 25 年 12%、平成 26 年 13%となっており、近年増加傾向を示している。

⁴¹ 例えば、知的財産権活用企業事例集 2014（特許庁）には、特許情報を有効活用し、経営課題の解決につなげ、事業を成功させている企業が掲載されている。



特許行政年次報告書 2015 年版を基に特許庁作成

図 III－1 出願人別出願件数比率

1. 2 中小企業への特許情報活用関連施策の現状

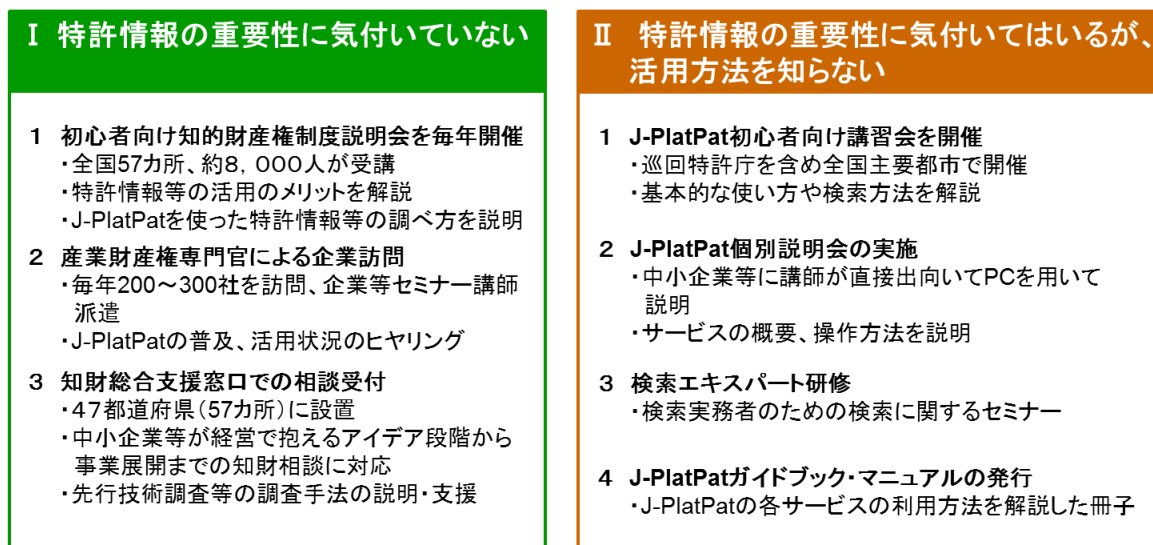
「普及」と「支援」の両面から整理すると以下のとおりである。

(1) 普及啓発施策の現状

「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」のサービスは、インターネットを通じて、誰でも、いつでも、どこからでも、特許情報等の検索が無料で簡単にできるサービスであり、中小企業においてもアクセスが容易であることから、利用の拡大が期待されている。

そのため、中小企業等に対し、特許情報の重要性の認識に応じた普及啓発施策を展開しているところである。そもそも特許情報の重要性に気付いていない中小企業等には、初心者説明会や企業訪問を通じて知財の重要性の理解を深める一環として情報活用のメリット等を説明することに重点を置いている。他方で、特許情報の重要性に気付いてはいるが、活用方法を知らない中小企業等には、講習会や個別説明会による情報活用のデモンストレーションや J-PlatPat の操作・活用方法の説明を実施⁴²している (図 III－2)。

⁴² 本事業は、独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) が実施している。



特許庁作成

図 III－2 特許情報活用の普及啓発

(2) 支援施策の現状

知的財産のすそ野を拡大するため、中小企業に対しての支援策も充実しつつある（図 III－3）。その中で、特に、中小企業等における特許情報の活用を促進し経営戦略に活かすべきとの視点から、平成 27 年度から新たな支援策として「中小企業等特許情報分析活用支援事業」が開始されている（図 III－4）。本事業は、研究開発・出願・審査請求といった各段階のニーズに応じた包括的な支援メニューを揃えており、①無駄な研究開発投資の回避やオープン・クローズ戦略の策定の支援等を通じ、個々の中小企業における効果的な権利取得の促進と、②地域を支える中小企業、地方自治体、商工会議所や商工会等の経済団体及び生産者事業協同組合等も支援の対象とすることで、地域に対する知財支援を強化し、地域の活性化の促進を目指している。

- 中小企業の特性に応じた知財支援策の活用により、知財活動を効果的に促進することが重要。
- 典型的な2つのケースの場合にも、その特性に応じた多様な知財支援策が利用可能。
 - ① 技術を強みとする企業（主に製造業等）
 - ② デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業（主に卸売業・小売業、サービス業等）

中小企業(335万社)		全国支援メニュー				27年度新規★	28年度新規★	28年度拡充★
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連	資金面	地域支援メニュー			
製造業 43万社(11%) 出願件数比率 特許: 74% 意匠: 67%	① 技術・ものづくり 自社開発型 ※ 自社技術で海外展開、高い開発力を有する企業 下請型・地場産業型 ※ 下請けで培った技術で下請脱却を目指す企業	早期審査(特許) 知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣 職務発明規程導入サポート★	知財活用支援センター 相談窓口★ 営業秘密等知財戦略・事業計画を確立し、海外展開知財支援窓口	特許情報分析活用事業★ 知財を活用した金融支援★	外国出願補助金 侵害対策補助金★ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	特許料・商標登録料等の引下げ改正法公布済 特許料等の減免措置	事業プロモーター★ 地域支援補助金★	各経産局等により実施 (例) 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 デザイン活用促進 地域重点産業知財活動調査・支援
卸売業・小売業 92万社(24%) 出願件数比率 意匠: 22% 商標: 25% サービス業 156万社(40%) 出願件数比率 商標: 21%	② デザイン・ブランド デザイン重視型 ※ デザインを重視した消費財(食品等)を販売する企業 地域ブランド型 ※ 地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業	早期審査(意匠) デザイン専門家派遣 ブランド 専門家派遣	相談窓口★ 営業秘密等知財戦略・事業計画を確立し、海外展開知財支援窓口	ブランド活用促進支援★	外国出願補助金 侵害対策補助金★ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★ 外国出願補助金 侵害対策補助金★ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	特許料・商標登録料等の引下げ改正法公布済 特許料等の減免措置	事業プロモーター★ 地域支援補助金★	各経産局等により実施 (例) 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 デザイン活用促進 地域重点産業知財活動調査・支援

特許庁作成（平成28年度は予定）

図 III-3 特許庁における中小企業支援策について

中小企業等特許情報分析活用支援事業の概要(平成27年度新規)



- ・①「研究開発段階」及び②「出願段階」については、特許マップ等の作成を通じて、合わせて50件の支援を予定。
- ・③「審査請求段階」にかかる特許調査・分析については、1,000件の支援を予定。

支援対象

- ・中小企業
- ・地方公共団体
- ・都道府県等中小企業支援センター
- ・商工会議所や商工会等の経済団体
- ・生産者事業協同組合 等

申込み先

(一社) 発明推進協会

包括的な先行技術調査

①研究開発段階

新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援。
 ➡ 効果的な研究開発投資を促進。

②出願段階

中小企業に対するオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。
 ➡ 強い権利の取得、権利化可能性の向上。

③審査請求段階

公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援。
 ➡ 無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減。

特許庁作成

図 III-4 中小企業等特許情報分析活用支援事業

2. 課題

2. 1 中小企業の実情に応じたきめ細かな対応

特許情報の活用は企業の知財活動の基礎ともいえる位置づけであるが、中小企業における特許情報の活用状況をみると以下のとおり3分化される。具体的には、以下①から③のとおりである。

① 特許情報の重要性に気付いていない中小企業

現状では、この段階に属する中小企業が最も多い。これらの企業に対して特許情報の重要性に気付かせることが不可欠である。

② 特許情報の重要性に気付いているが、活用していない中小企業

重要性に気付いていても、実際にどのような情報をどのように活用すれば自社にとってプラスになるかがわからない、又は、具体的に活用するための手法がわからない中小企業も少なくない。これらの企業に対して特許情報を使用してみる機会を設けることが重要である。

③ 既に特許情報を活用している中小企業

この段階に属する中小企業においては、海外展開が活発なケースも多く、海外を含めた特許情報を分析活用する必要性が増している。具体的には、進出国における模倣品対策や知財係争等のリスクの軽減など、海外における権利取得を含めた知的財産戦略を構築するために、諸外国の特許情報を活用することが重要となっている。

これら各々のレベルの中小企業の現状及び課題に即した施策の拡大が課題となる（図 III-5）。

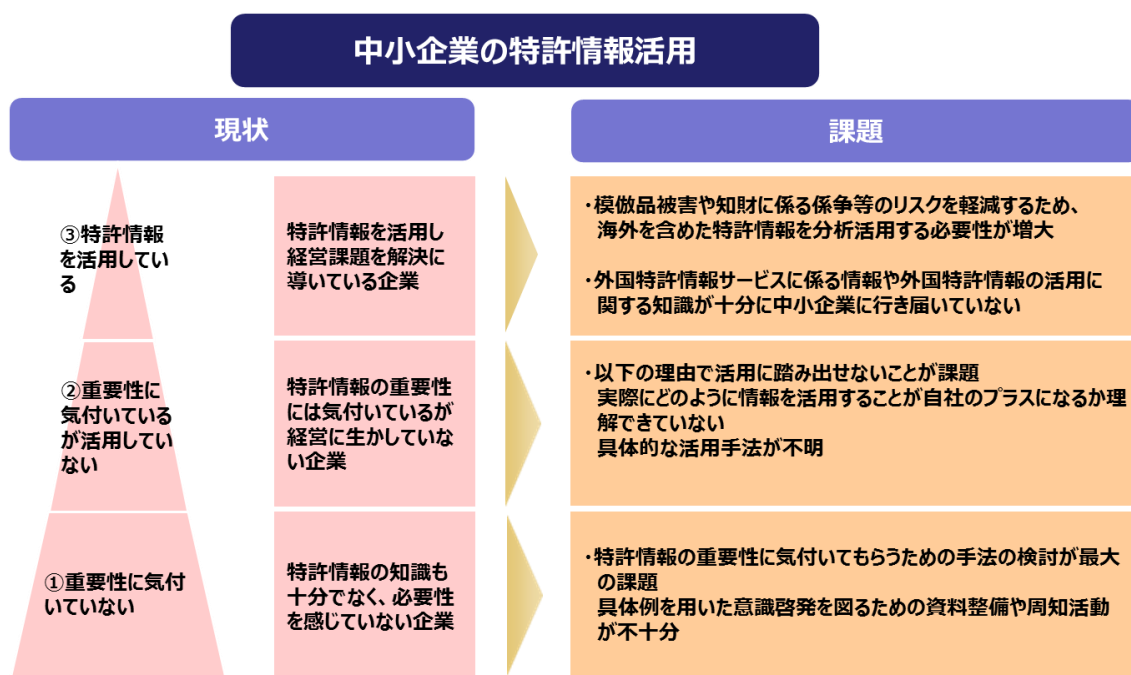


図 III－5 中小企業の特許情報活用の現状と課題

2. 2 現行の関連施策の浸透

1. 2で紹介したとおり、政府においても中小企業の特許情報活用促進に資する関連施策を講じている。しかしながら、ターゲットとする中小企業に適切に届いているかという点については、不十分であるとの指摘もあり、改善の余地を残している。またこれらの特許情報活用促進に資する関連施策は、中小企業施策全体や知財支援策全体の中における位置づけもより明確にして、更に効果的な施策を目指す必要がある。

3. 今後の方向性

(1) 基本的な考え方

地域の活性化に大きな役割を果たす中小企業に対し、知的財産への関心度にも配慮しつつ、特許情報の活用の重要性について中小企業の理解を一層深めるための施策を、「官民の連携を更に強化」して、「普及（下記（2）参照）」と「支援（下記（3）参照）」を両輪として講ずるべきである。

特許情報を有効活用することが中小企業の経営課題の解決に貢献している事例も見られるものの、中小企業における特許情報の活用は依然として低調であり、全体としては特許情報に対する関心は未だ薄い。この背景には、知的財産制度自体の意義や知的財産の重要性の認識が低い中小企業が未だ多く存在することが影響しているものと考えられる。中小企業に対する普及活動や支援活動の強化は、特許情報の利用による効率的・効果的な投資、及び民間事業者の提供する高度な特許情報関連サービスの利用による特許情報の戦略的な活用などを通じて、中小企業の成長につながるものである。

その際、特許情報の重要性の認識につながる関連施策は、産業財産権の重要性の認識を高めるものであるため、新たな出願を促す効果も有することに鑑み、中小企業の出願等の手続負担を軽減するための知財分野の中小企業支援策全体と、一体となって取り組むべきである。とりわけ、このような支援策は、知財分野に限らず、中小企業を支援する関係機関・団体等が実施する普及啓発活動との連携を一層図ることが重要である。

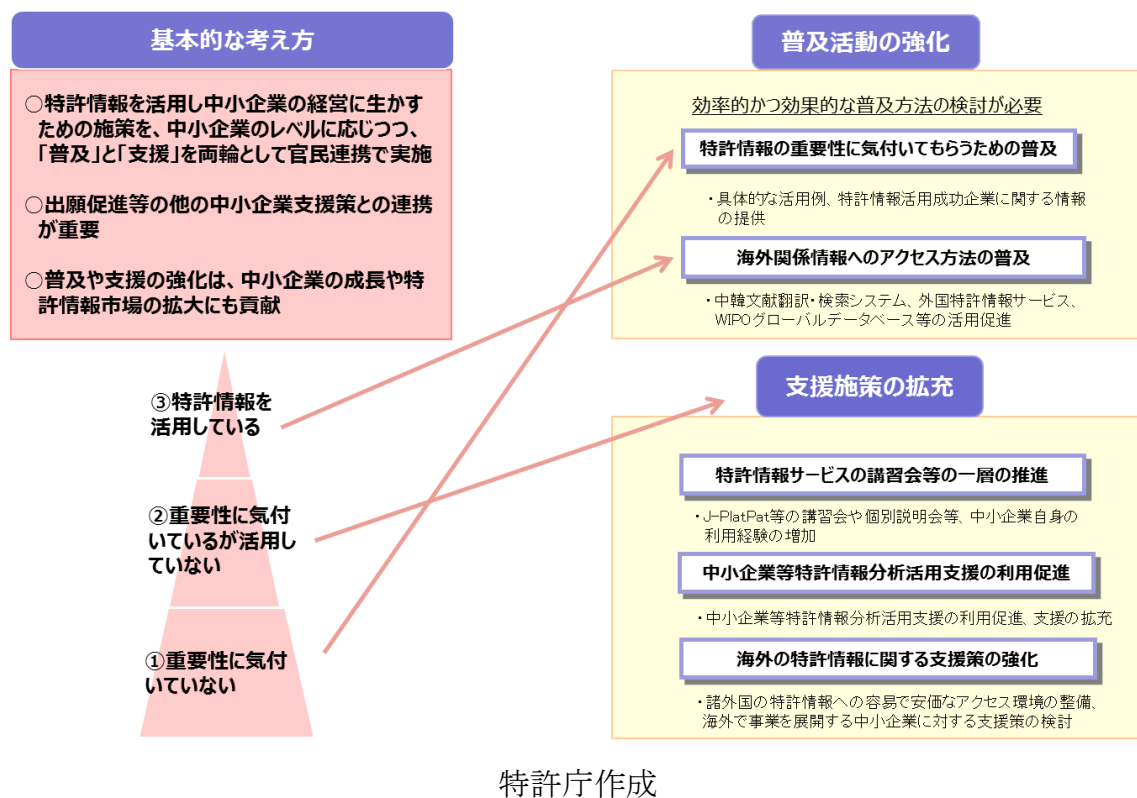


図 III－6 中小企業への特許情報普及施策のあり方

(2) 普及活動の強化

「特許情報の重要性に気付いていない中小企業（下記①）」及び「既に特許情報を活用している中小企業（下記②）」を主たるターゲットとした、効率的かつ効果的な普及活動を強化すべきである。

① 特許情報の重要性に気付いてもらうための普及活動の強化

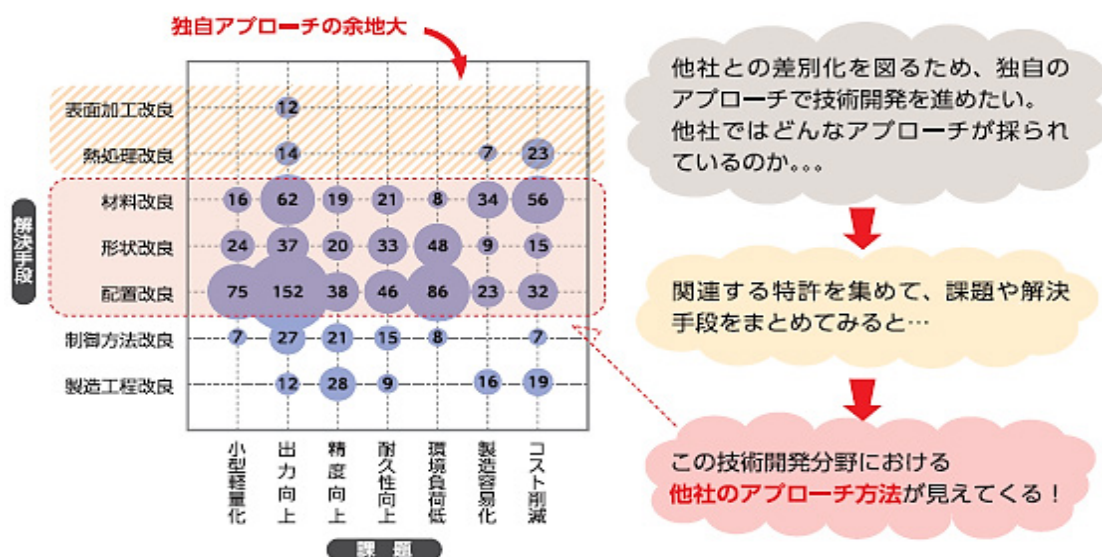
中小企業に特許情報への関心をもってもらうためのツールの充実、及びそのツールを有効に生かすための更なる普及活動が必要である。ツールについては、中小企業に対して、特許情報を利用しないことの怖さのみでなく、特許情報の活用に関するレベル別の成功事例等を中小企業の特許情報への関心度合いや取組状況によって類型化する等、分かりやすく整理して提供することが有効である⁴³（図 III－7）。

⁴³ 特許情報の更なる活用を促す際には、特許情報を基に作成した特許マップを利用するこ

また、普及活動については、地域の中小企業や支援機関向けの説明会やセミナー、個別企業訪問、中小企業支援機関との連携、特許のみならず比較的理解がしやすく、かつ多くの業種に関わりの深い意匠や商標の情報活用の普及等、効率的・効果的な手法を検討することが重要である。その際、中小企業との接点の多い金融機関に対しても、事業を評価するツールとして特許情報を活用する方法に対しての理解を求めることが、間接的に中小企業の意識を高めることになる点にも留意すべきである。

更に、特許情報の普及の前提として、知財制度そのものについての知見の薄い者が多いため、これらと一体となった普及が重要である。

【事例】 製品企画・研究開発方針の策定に役立つ特許情報
(特許マップによる課題解決手段の調査)



特許庁作成

図 III-7 特許マップの活用事例

とも有効である。例えば、他社の技術動向を分析することにより経営戦略や事業戦略の策定に利用、技術の成熟度を分析することにより研究開発方針の策定に利用、技術開発の課題とその解決手段を分析することにより製品企画や研究開発方針の策定に利用等の特許マップの具体的な活用事例を紹介するなど具体的なイメージを示すことを検討すべきである。

② 海外関係情報へのアクセス方法の普及活動の強化

海外進出を目指している中小企業向けには、外国特許情報サービス、中韓文献翻訳・検索システム、新興国等知財情報データバンク、WIPO グローバルデータベース等へのアクセス方法の紹介や個別支援の実施等を含め官民の有する海外特許情報サービスの活用に向けた取組を強化し、国内の特許情報のみならず外国の特許情報の活用も促進することを検討すべきである。

(3) 支援施策の拡充

「特許情報の重要性に気付いているが活用していない中小企業」に対する最初の特許情報の利用を促すための効果的な支援策を強化すべきである。

普及活動等の結果、特許情報の活用を図ろうとする中小企業においては、資金的・技術的・人的なリソースの不足が悩みとなっており、これを改善することが重要である。その際、官民が連携してより効果的な成果が得られるようにするとともに、ターゲットである中小企業の特性を勘案すること等に留意が必要である。

具体的には、以下に示す①から③を勘案しつつ、関係施策を強化すべきである。

- ① J-PlatPat 等の講習会や個別説明会等を一層充実させ、中小企業が自ら特許情報を利用する経験を増やすこと。また、地域活性化の視点から地方の中小企業に対して、特に特許情報検索ツールの使い方や特許情報調査の方法等に関し、具体的な支援を充実させること。
- ② 特許マップ等の特許情報の有効性を認識させるため、平成 27 年度から実施している中小企業等特許情報分析活用支援（研究開発段階から審査請求段階までの包括的な先行技術調査支援）の一層の利用促進に向けて、支援内容（知財の戦略的活用との関係強化、意匠・商標の対象化等を含む。）及び支援対象（安定的な事業実施に向けたリスク軽減や新事業進出等を含む。）の拡充を検討し支援を強化すること。
- ③ 海外の特許情報の利用拡大に向け、中小企業が諸外国の特許情報に対して容易かつ安価にアクセスできる基盤環境の整備を図ること。あわせて、既存の海外の特許情報サービスへのアクセス方法やその活用方法についても十分な理解が進んでいないため、これを含めた支援を行うこと。

更に、海外で事業を展開する又は計画している中小企業に対する支援策（上記②に記載した特許情報分析活用支援の更なる活用を含む。）を整備すること。

IV 参考資料

(参考 1) 特許法における公報関連規定

■特許法

(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号)

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項
- 七 出願公開の番号及び年月日
- 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

(特許権の設定の登録)

第六十六条 特許権は、設定の登録により発生する。

2 第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、特許権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

- 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 特許出願の番号及び年月日
 - 三 発明者の氏名及び住所又は居所
 - 四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
 - 五 願書に添付した要約書に記載した事項
 - 六 特許番号及び設定の登録の年月日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 4 第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

(存続期間の延長登録)

第六十七条の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 特許番号
 - 三 延長を求める期間（五年以下の期間に限る。）
 - 四 前条第二項の政令で定める処分の内容
- 2 前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。
- 3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満了後は、することができない。
- 4 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。
- 5 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、存続期間は、延長されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。
- 6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項並びにその出願の番号及び年月日を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月の前日までに

同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許番号
- 三 第六十七条第二項の政令で定める処分

2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

3 第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

4 第一項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、一月）以内で同項に規定する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許発明の実施に第六十七条第二項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていないとき。

三 その延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。

四 その出願をした者が当該特許権者でないとき。

五 その出願が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。

3 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

- 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許番号

- 三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日
- 四 延長登録の年月日
- 五 延長の期間
- 六 第六十七条第二項の政令で定める処分の内容

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項又は第四項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間（同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。）の経過後（国内書面提出期間内に特許庁から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開（以下「国際公開」という。）がされているものについては出願審査の請求の後、第百八十四条の四第四項の規定により明細書等翻訳文が提出された外国語特許出願については当該明細書等翻訳文の提出の後）、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号
- 三 国際出願日
- 四 発明者の氏名及び住所又は居所
- 五 第百八十四条の四第一項に規定する明細書及び図面の中の説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文（同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあっては、当該翻訳文）及び同条第六項に規定する翻訳文に記載した事項、図面（図面の中の説明を除く。）の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項（特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）
- 六 国内公表の番号及び年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

4 第六十四条の規定は、国際特許出願には、適用しない。

5 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、第二百二十八条、第百八十六条第一項第一号及び第二号並びに第百九十三条第二項第一号、第二号、第七号及び第十号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」

と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第百八十六条第一項第一号中「又は第六十七条の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条（２）に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約（特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。）」とする。

7 国際特許出願に関し特許公報に掲載すべき事項については、第百九十三条第二項第三号中「出願公開後における」とあるのは、「国際公開がされた国際特許出願に係る」とする。

（送達）

第百九十一条 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、又は前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができないときは、公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載するとともに特許庁の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、官報に掲載した日から二十日を経過することにより、その効力を生ずる。

（特許公報）

第百九十三条 特許庁は、特許公報を発行する。

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは却下又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ

二 出願公開後における特許を受ける権利の承継

三 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。）

四 第四十八条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求

五 特許権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第百十二条第四項又は第五項の規定によるものを除く。）又は回復（第百十二条の二第二項の規定によるものに限る。）

- 六 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ
- 七 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）
- 八 訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）
- 九 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
- 十 第一百七十八条第一項の訴えについての確定判決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）

■特許法施行規則

（昭和三十五年三月八日通商産業省令第十号）

（協議が成立した旨の特許公報への掲載）

第二十九条 特許法第三十九条第六項の規定により協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じられた場合において、当該出願人の協議により一の特許出願人が定められたときは、当該特許出願についての同法第六十六条第三項に規定する特許公報に次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- 一 協議が成立した旨
- 二 協議により定めた一の特許出願人以外の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 前号の出願人の出願に係る発明又は考案の発明者又は考案者の氏名及び住所又は居所

(参考2) インターネット利用による公報発行サイト トップページ



インターネット
利用による

| 公 報 発 行 サ イ ト

当サイトでは、「公開公報」、「特許・実用新案公報」、「登録実用新案公報」、「意匠公報」、「商標公報」、「公開・国際商標公報」、「審決公報」及び「特許庁公報」を発行します。

English

■ お知らせ

※平成27年4月から、公開公報、特許公報、審決公報及び特許庁公報についても、インターネットを利用した公報の発行に移行しました。これにより、特許庁で発行する全ての公報は、当サイトからダウンロードすることができます。

※それに伴い改変を防止するための措置を電子署名からSSLサーバ証明書に切り替えました。これにより、ファイルの分割や電子署名の検証作業がなくなりました。

※インターネットを利用して発行された過去の公報(平成27年3月31日以前)につきましては、直近1年分(平成26年4月1日～平成27年3月31日発行分)のみダウンロードすることができます。直近1年より前に、インターネットを利用して発行された過去の公報につきましては、順次蓄積していく予定です。

・平成27年12月9日をもって、平成18年までの登録実用新案公報、意匠公報、商標公報及び公開・国際商標公報の過去公報蓄積が完了しました。

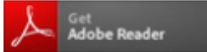
■ 最近発行した公報

- 2016/01/20 特許・実用新案公報28(2016)-003[581]を発行しました。
- 2016/01/20 審査請求リスト(特実)28(2016)-001[271]を発行しました。
- 2016/01/19 商標公報28(2016)-003[803]を発行しました。
- 2016/01/19 公開・国際商標公報28(2016)-003[796]を発行しました。
- 2016/01/18 公開公報28(2016)-004[685]を発行しました。
- 2016/01/18 意匠公報28(2016)-002[803]を発行しました。
- 2016/01/14 登録実用新案公報28(2016)-002[499]を発行しました。
- 2015/12/28 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(商標)27(2015)-004[115]を発行しました。
- 2015/12/25 審決公報27(2015)-012[192]を発行しました。
- 2015/12/25 公示号27(2015)-012[770]を発行しました。
- 2015/12/24 目録(商標)27(2015)-012[264]を発行しました。
- 2015/12/22 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(特許)27(2015)-012[264]を発行しました。

■ 公報のダウンロード

 一括ダウンロード

 選択ダウンロード



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

(参考 3) 公報見本 (公開特許公報)

		JP 2007-123456 A 2007. 5. 20	
(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 公開特許公報 (A)	(11) 特許出願公開番号 特開2007-123456 (P2007-123456A)	
		(43) 公開日 平成19年5月20日 (2007. 5. 20)	
(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)	
G 0 1 B 12/345 (2006. 01)	G 0 1 B 12/34	1 0 1 B	2 E 1 1 0
G 0 2 C 9/87 (2006. 01)	G 0 2 C 9/87	Z N A	3 B 0 0 5
G 0 1 B 67/89 (2006. 03)	G 0 1 B 67/89	Z	
G 0 1 B 12/345 (2006. 03)	G 0 1 B 12/345	U	
G 0 1 B 34/56 (2007. 01)	G 0 1 B 34/56		
審査請求 未請求 請求項の数 2 O L 公開請求 (全 6 頁) 最終頁に続く			
(21) 出願番号 特願2006-123456 (P2006-123456)	(71) 出願人 390000011 特実 花子 東京都千代田区霞が関 4-2-1		
(22) 出願日 平成18年9月10日 (2006. 9. 10)	(74) 代理人 123456789 弁護士 代理 太郎		
(62) 分割の表示 特願2004-332299 (P2004-332299) の分割	(74) 代理人 234567891 弁護士 代理 次郎		
原出願日 平成16年8月8日 (2004. 8. 8)	(72) 発明者 発明 太郎 神奈川県横浜須賀町 1 丁目 2 2 0 0 番地		
特許法第 6 4 条第 2 項第 4 号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。	F ターム (参考) 2E110 AA26 AA57 AB04 AB22 AB23 BA03 BA12 BB03 BB22 EA09 GA03W GA32W GA33X GB42W GB54W 3B005 EA06 EB01 EB05 EB09 FA03 FB23 FC09X FC09Z GA02 GA04		
(2) 国等の委託研究の成果に係る特許出願 (平成〇〇年度、〇〇省、〇〇委託研究、産業再生法 3 0 条の適用を受けるもの)			
(54) 【発明の名称】 ファクシミリ装置			
(57) 【要約】			
【目的】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。 【構成】 通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。			

(公報仕様特許、実用新案第 4. 2 版から抜粋)